

大崎市学校教育環境整備指針

平成24年3月

大崎市教育委員会

はじめに

大崎市教育委員会（以下「教育委員会」）は、平成18年3月31日に大崎市が誕生して以来、1市6町それぞれが長い間培ってきた教育行政を継承しつつ、平成19年に策定された大崎市総合計画第3章第1節の「未来を担う子どもたちの教育環境の充実」の実現に向け様々な取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、少子高齢化が急速に進んでいる現状と財政が窮迫化する中、いかに子どもたちにとって最良の教育環境を整備していくべきかを検討し、大崎市として中長期的な教育環境の基本方針を明確にする必要があります。

そのため、平成20年3月に大崎市学校教育環境部内検討委員会を設置し、教育環境整備に係る全体スケジュールを決定、平成20年10月に市職員で構成する「大崎市学校教育環境検討庁内調整会議」と市民で構成する「大崎市学校教育環境検討委員会」の2つの検討組織を設置し、2年3か月の期間をかけ『大崎市学校教育環境整備指針基本原案』を策定いたしました。

さらに、学識経験者をまじえた市民による「大崎市学校教育環境整備指針審議会」に対し、基本原案を整備指針案として諮問し、審議会から平成23年12月26日に答申をいただいております。

このような検討結果及び審議経過を経て、ここに『大崎市学校教育環境整備指針』を策定いたしました。

本指針は、検討委員として参画いただきました各地域のまちづくり協議会委員やPTA連絡協議会の皆さまから、さらに、住民説明懇談会やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただき策定することができました。多くの皆さまのご協力に心から感謝するものです。

大崎市は宮城県の北西部に位置し、東西に80kmの距離があるため地勢・地理的条件にも差異があることなどの地域性について配慮しながらも、教育環境の平等性と安全・安心を確保しつつ“子どもたちにとって望ましい教育環境整備”を基本に地域の方々と共に教育環境の充実を目指してまいります。

平成24年3月

大崎市教育委員会

目 次

はじめに

I	策定に当たって	1
1	大崎市が目指す教育環境の理念	1
2	策定の経過	1
3	教育環境の目指す姿と推進手法	2
II	子どもたちにとっての望ましい教育環境整備に向けて	11
1	項目別の検討結果と具体的方策及び推進手法	
第1項	幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大	11
第2項	通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用	21
第3項	教育施設再編の必要性和統廃合の推進	27
第4項	教育現場への人的支援体制の充実	41
第5項	適正なスクールバスの運行	51
第6項	幼稚園等・小学校・中学校の連携	59
第7項	学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進	65
第8項	教育施設設備の計画的整備	79
第9項	園児及び児童生徒の危機管理体制構築	85
第10項	地域との連携強化	93

資料編

1	大崎市学校教育環境整備指針の策定体制	
(1)	大崎市学校教育環境整備指針策定フロー図	99
2	市民参画及び検討組織	
(1)	大崎市学校教育環境部内検討委員会の設置及び開催	100
(2)	大崎市学校教育環境検討委員会の設置及び開催	100
(3)	大崎市学校教育環境検討庁内調整会議の設置及び開催	104
(4)	住民説明懇談会の開催	108
(5)	パブリックコメントの実施	109
3	審議組織	
(1)	大崎市学校教育環境整備指針審議会	110
4	大崎市立学校の現状	
(1)	大崎市立幼稚園・小学校・中学校一覧	116
(2)	大崎市立幼稚園の園児数の推移	118
(3)	大崎市立小学校・中学校の児童生徒数の推移	119
(4)	大崎市立小学校・中学校の学級数	121

I 策定に当たって

1 大崎市が目指す教育環境の理念

大崎市学校教育環境整備指針は、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条の教育の機会均等の観点から、その公平性を確保するよう努め、「子どもたちにとって望ましい教育環境とは」という視点を基本とし、大崎市総合計画の実現に向け策定したものである。

大崎市が目指す教育環境整備の全体像

大崎市総合計画第3章第1節
未来を担う子どもたちの教育環境の充実

- 安全・安心で等しく教育が受けられる環境づくり
- 教育効果を高めるための環境づくり
- 市民ニーズに対応した教育施策と資質の向上

2 策定の経過

大崎市の中長期的な教育環境のあるべき方向性と基本方針を明確にするため教育環境整備指針の策定を行った。

策定に当たっては、教育委員会のみならず、市の関係部署と市民代表で構成する検討組織での協議検討、住民説明懇談会やパブリックコメントの実施、さらに、各種専門分野に属する方々からなる審議会での審議等を実施した。

年度	H20.3	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
検討・審議組織	*大崎市学校教育環境部内検討委員会	*大崎市学校教育環境検討委員会 *大崎市学校教育環境検討庁内調整会議			*大崎市学校教育環境整備指針審議会
市民参画				*住民説明懇談会 (31 小学校区) *保護者アンケート	*パブリックコメント *住民説明懇談会 (11 中学校区)

3 教育環境の目指す姿と推進手法

未来を担う子どもたちの教育環境の充実に向け、次の10項目について、検討細項目ごとに検討し教育環境の目指す姿を将来像として掲げ、これらを達成するために、年次ごとに事業の推進手法を計画した。

事業の実施期間

事業実施期間は12年間

- ・前期計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間
- ・後期計画は、平成27年度から平成35年度までの9年間（3年間ごと見直し）

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
事業期間	← 計画期間（12年間） →												
事業区分 （前期・後期）	← <前期計画> →			← <後期計画> →									
見直し計画 ※見直し時期			※	← →									
						※	← →						
									※	← →			

第1項 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

将来像

○保護者や市民ニーズに対応した幼児教育の施策展開と資質向上が図られている。

- 検討細項目
- ①幼児教育の重要性と行政の役割
 - ②公立幼稚園の整備
 - ③公立幼稚園における住民ニーズ
 - ④私立幼稚園の教育と行政の役割
 - ⑤民間活用の妥当性・可能性と推進手法

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・国における「子ども・子育て新システム」の検討経過を踏まえながら、幼児教育と子育て支援に関する事務の一体化に向けて、庁内幼保連携会議を早急に設置する。
- ・幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置し、子どもたちや教職員の交流・連携事業を実施する。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の連携を目的とした、(仮称)市内幼稚園連絡協議会を設置する。
- ・事業補助を目的とした新たな補助施策について検討する。

後期計画

- ・公立幼稚園の整備手法として、保育・子育て支援担当課と連携し、幼保一元化施設も含めて整備計画着手に努める。
- ・公立幼稚園の民営化については、現時点では多くの課題があると判断しているが、国における「子ども・子育て新システム」の制度設計を踏まえた上で、引き続き検討する。
- ・長期休業日の預かり保育については、地域要望も踏まえて、実施の方向で検討する。

第2項 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

将来像

- 学校の地理的状況や通学距離、通学路の安全性が考慮された通学区域が設定されている。
- 学校の指定変更や区域外通学が、児童生徒の教育環境に配慮されている。

- 検討細項目
- ①児童生徒数の推計
 - ②通学区域の設定方針
 - ③学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- 毎年行う児童生徒数の推計をウェブサイトで公表する。
- 隣接校との距離や地理的条件，保護者・地域要望等から通学区域の変更を検討し，素案を作成する。
なお，小学校の統廃合が関連する場合は，統廃合後の通学区域も考慮した対応とする。
- 児童数増加による大規模校対応策としての通学区域の変更は行わず，増改築等で対応する。

後期計画

- 児童数増加による大規模校対応策は，通学区域の変更も含めて検討する。
- 学校の指定変更と区域外通学については，事務取扱要綱の見直しを検討する。

第3項 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

将来像

- 教育効果を高めるための将来的な標準規模の要件が満たされている。
- 教育課程における新たな制度が導入されている。
- 統廃合後の施設が有効に活用されている。

- 検討細項目
- ①児童生徒数の推計
 - ②将来的な標準規模と適正配置の基本方針
 - ③前期・後期の統廃合計画

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・中山小学校と鳴子小学校の統合を推進する。
- ・下伊場野小学校と松山小学校の統合を推進する。

後期計画

- ・清滝小学校，長岡小学校，宮沢小学校，富永小学校の統合を検討する。
- ・岩出山地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校を除く鳴子温泉地域の小学校の統合を検討する。
- ・東大崎小学校，西古川小学校，志田小学校，高倉小学校の統合を検討する。
- ・田尻地域の小学校の統合を検討する。
- ・鹿島台地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校の小規模特認校制度導入を検討する。
- ・鳴子温泉地域における小中一貫教育導入の可能性を検討する。
- ・小中連携教育は三本木地域から検討し，その後は中学校区に小学校が一校となった場合に検討する。

第4項 教育現場への人的支援体制の充実

将来像

- 教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し，きめ細かな指導が図られている。
- 相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。
- ALTの活用と外国人子女への対応が図られている。

- 検討細項目
- ①教員補助員
 - ②図書館補助員
 - ③スクールカウンセラー
 - ④子どもと親の相談員
 - ⑤スクールソーシャルワーカー
 - ⑥外国語指導助手
 - ⑦外国人子女への学習・生活指導者

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・教員補助員や図書館補助員は、人材バンクや学校支援地域本部を活用し、学校と地域との連携による運営体制を検討する。
- ・各種相談員の連絡会を立ち上げ、期別ごとに年3回の連絡会議を実施する。
- ・相談業務の事業効果を高めるため、事業の一元化を図る。

後期計画

- ・小学校へのALTの配置を検討する。
- ・外国人子女への対応については、人材バンクも活用した地域連携方策を検討する。

第5項 適正なスクールバスの運行

将来像

〇市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている。

- 検討細項目
- ①運行基準に係る統一性の確保
 - ②保護者負担の妥当性
 - ③運行路線の再構築
 - ④遠距離通学費補助金の拡充

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・スクールバス運行基準の統一と、遠距離通学費補助金の見直しを行う。
- ・スクールバス運行の民間委託を完了する。

第6項 幼稚園等・小学校・中学校の連携

将来像

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの教育問題解決に向けて、幼稚園等・小学校・中学校の連携が図られている。

- 検討細項目
- ①園児・児童の交流事業実施
 - ②教育課程の連携（幼稚園等・小学校）
 - ③教育課程の連携（小学校・中学校）
 - ④教職員の情報交換と課題研究

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・子どもたちや教職員の交流・連携事業を推進するため、校種間連携会議を設置する。
- ・幼稚園や保育所の保護者を対象に、小学校入学に向けた（仮称）子育てステップ学級を開催する。

後期計画

- ・小学校における教科担任制の導入を検討する。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

将来像

- 学校給食基本構想・基本計画に基づく施設整備が計画的に行われている。
- 学校給食における安全な食材の確保、地産地消と食育の推進が図られている。

- 検討細項目
- ①学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設整備の推進

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- 学校給食を生きた教材として活用するため、栄養士による食育の指導を行い、食に関する正しい知識と食を選択する力、食にかかわる感謝の心を育成する。
- 安全で安心な地場産食材の利用拡大と地産地消の推進に向けて、大崎市の特別栽培米と大崎市産の食材による市内統一地場産給食の日を実施する。
- 学校給食センターの運営実態を理解してもらうため、保護者や地域住民を対象とした施設見学会、給食試食会を実施する。
- 大崎南学校給食センターの調理能力に応じ、配送先を拡大する。

後期計画

- 幼稚園から中学校までの完全給食の実施に向けて、松山地域と鹿島台地域の学校給食センター整備計画を検討する。
- 鳴子中学校給食室に学校給食センター機能を持たせるため、給食室改修工事を検討する。
- 既存の学校給食センターの配送エリア再編を行い、古川地域の学校給食センター化を検討する。

第8項 教育施設設備の計画的整備

将来像

- 安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように、計画的な施設整備が行われている。
- 緑に囲まれた環境で、子どもたちが生き活きと学習している。

- 検討細項目 ①教育施設の耐震補強，大規模改造工事の実施
②長期的な施設整備計画の策定と計画的実施

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・市立小・中学校の耐震補強工事を完了する。
- ・児童数の推移及び統廃合を見据えた施設整備計画に着手する。
- ・市立小・中学校の緑化推進計画策定に着手する。

後期計画

- ・市立小・中学校の施設整備計画で検討している事業を推進する。
- ・地域住民、行政、関係機関により、統廃合後の校舎や校庭などの利活用について協議する。

第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

将来像

- 子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。
- 子どもたちを危険から回避するために、教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。

- 検討細項目
- ①園舎，校舎等の安全確保対策
 - ②園内，校内における教職員の危機管理対策
 - ③園外，校外における危機管理対策

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・教育施設・設備等の危険度判定や安全点検を定期的実施する。
- ・園内外，校内外における安全指導や安全教育を行い，手引きやしおりを作成する。
- ・火災や地震の避難訓練，不審者侵入時対応訓練を定期的実施し，結果報告書に基づいて，実践に即したマニュアルを作成する。
- ・各種機器の使用講習会や救急救命講習を，幼稚園，小・中学校単位で開催する。

後期計画

- ・地域住民が学校支援を行うための体制をサポートする学校支援地域本部を推進母体とし，関係機関と連携を図りながら，安全・安心な教育環境づくりに向けた施策を展開する。

第10項 地域との連携強化

将来像

○学校と地域社会が連携し、子どもたちが地域に支えられ学び育っている。

検討細項目 ①学校支援の仕組みづくり

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・学校支援地域本部を市内全地域に広めるため、地域との推進組織を設置する。
- ・人材バンク登録要綱を定めて、市内小・中学校単位で人材バンク登録を実施し、市全体の名簿を作成する。
- ・市立全小・中学校で学校評議員制度を活用し、地域社会に開かれた学校づくりを一層進めていく。
- ・市立小・中学校の情報提供拡大を図るため、ウェブサイト作成講習会を実施する。

後期計画

- ・図書館事業や生涯学習事業において、学校教育との事業連携拡大を検討する。

Ⅱ 子どもたちにとって望ましい教育環境整備に向けて

1 項目別の検討結果と具体の方策及び推進手法

第1項

幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

第1項 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

将来像

○保護者や市民ニーズに対応した幼児教育の施策展開と資質向上が図られている。

幼稚園を取り巻く現況

平成24年3月現在、市内には公立幼稚園13園、私立幼稚園8園、幼保一元化施設3園が運営されている。これまで公立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づく標準的な教育を提供するとともに、特に配慮を要する園児については、教員補助員を配置するなど教育的対応を行っている。

一方、私立幼稚園は独自の教育理念に基づく特色ある教育を実践し、多様な保護者のニーズに応じた教育を展開している。

私立幼稚園と公立幼稚園は、幼児教育を等しく受けられる機会を保障するということから、それぞれが重要な役割を果たしている。

しかしながら、深刻化する少子化問題と共働き等による保育所へのニーズの高まりを考慮すると、市内全体での幼稚園児数は減少していくことが避けられないところであり、教育上望ましい集団生活ができるように、公立幼稚園の再編などによる教育環境の整備を早急に検討する必要がある。

このことから、園児数が著しく減少している3つの幼稚園について、保護者はじめ地域の方々の理解のもと、鹿島台第二幼稚園と鳴子幼稚園については、24年4月から、さらに、平成25年4月から東大崎幼稚園の休園が決定している。

このような中において公立幼稚園の役割として、幼児教育における課題を研究し、その成果を市内幼稚園、保育所等に還元できるように努め、市全体の幼児教育の資質向上を図る必要がある。

また、国で検討している子ども・子育て新システムでは、子育て家庭を社会全体で支えるための総合的な施策が組み込まれており、制度として具体化すると、日本における子育て家庭を取り巻く環境が大きく様変わりするものと思われる。

とりわけ、幼稚園や保育所が、幼児教育と保育をともに提供する「(仮称)こども園」や「総合こども園」に一体化することが検討されており、市や教育委員会でも、このような方針に速やかに対応できる体制づくりが必要である。

① 幼児教育の重要性と行政の役割

【現状】

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正された。

人間の成長において幼児期¹に質の高い教育が提供されることは、極めて重要であることから、第11条に、幼児期の教育について新たに規定された。

教育基本法 (幼児教育関係)
(幼児期の教育)
第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児教育の充実を図るための行政の役割としては、

- ・幼児教育を等しく受けられる機会を保障する。…公立幼稚園の設置、就園奨励費補助制度
- ・幼稚園教諭等の質の向上のため、研修などを実施する。…幼稚園教諭研修会等
- ・幼稚園等の施設設備の充実を図る。
- ・私立幼稚園の運営に係る支援を行う。…私立幼稚園運営費補助金²、私立幼稚園就園奨励費補助金³

【課題と具体的方策】

課 題	◇ <u>幼児教育と子育て支援の一体化</u> 大崎市における幼児教育と子育て支援の事務は、教育委員会部局と市長部局の2部局となっているため、速やかな市民サービスの提供という観点から、事務の一体化を検討することも必要である。
具体的方策	・幼児教育と子育て支援策の総合的・包括的な企画・実施のために、事務の一体化の検討を継続して行うこととする。

課 題	◇ <u>幼・小等の連携における行政支援</u> 幼(保)一幼(保)、幼(保)一小の連携は、各園の努力に任せるばかりでなく、行政が主導的な役割を果たすべきである。
具体的方策	・幼(保)一小の接続をスムーズにするための交流や、幼(保)一幼(保)の連携については、各園も取り組みを進めているが、行政も積極的に交流・連携を企画し、特に私立の幼稚園や保育所については、行政の役割として各種事業を進め、市全体の幼児教育の資質向上を図っていく。

② 公立幼稚園の整備

【現状】

小学校就学前の子どもの多くが幼稚園や保育所などに通っている。幼稚園は文部科学省が所管し、保育所は厚生労働省が所管しており、国の制度が二元化されている。

幼保一元化施設は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を同一の施設内で行うことができるものである。

小学校就学前の子どもの教育や保育に対するニーズが多様なものとなっていることから、市は、保護者に対する子育て支援の総合的（幼稚園，保育所，一時保育，子育て支援センター）なサービスの提供が必要と考えている。

市内における幼保一元化施設は次のとおりである。

施設名	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	定員 (人)	備考
田尻すまいる園	15,059	1,926	230	
三本木ひまわり園	13,479	2,685	300	
鹿島台なかよし園	7,952	1,808	170	

【課題と具体の方策】

課題	◇幼保一元化施設の必要性 公立幼稚園は、園児数の減少や施設の老朽化など喫緊に対応すべき問題があり、既存の施設利用や統廃合による検討、また幼保一元化施設としての整備検討もある。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> 園児数の減少や施設の老朽化が著しい公立幼稚園は、統合や園舎の改築などにより対応する。 将来的な幼稚園施設の整備については、保育・子育て支援担当課と連携し、幼保一元化施設としての整備の必要性も含めて検討する。

③ 公立幼稚園における住民のニーズ

【現状】

平成20年11月から、公立幼稚園において教育委員会との保護者懇談会を行ってきた。

その中で、教育委員会や市に対する要望なども多く寄せられているが、幼稚園運営に関わるものとして次のような要望があった。

- 3歳児⁴保育を実施してほしい。
- 預かり保育（預かり保育⁵・緊急一時預かり保育⁶）を実施してほしい。
- 預かり保育の保育時間を延長してほしい。
- 長期休業日における預かり保育を実施してほしい。

【課題と具体の方策】

課 題	◇3歳児保育の実施 古川地域や、松山地域、鹿島台地域の公立幼稚園9園は、3歳児用の保育室がないため、施設面からみても3歳児保育が困難である。
具体の方策	・古川地域や、松山地域、鹿島台地域での3歳児保育は、幼稚園の統合や施設改修などに合わせて行う。

課 題	◇長期休業日の預かり保育の実施
具体の方策	・長期休業日における預かり保育は、地域の実情に応じ実施拡大を図る。 ・実施拡大に合わせて、預かり保育料を改定するものとする。

④ 私立幼稚園の教育と行政の役割

【現 状】

大崎市内における私立幼稚園の設置状況は、古川地域の市街地に7園、岩出山地域に1園の合計8園となっている。

私立幼稚園は、公立幼稚園と同様に公の教育を担い、保護者の信頼に応える質の高い教育を実施してきたことから、私立幼稚園が果たしてきた役割は大きい。

しかしながら、私立幼稚園の多くは園児数の減少等により厳しい経営状況にある。市としては、公の教育を担う私立幼稚園の「教育条件の維持・向上」「保護者負担の軽減」「経営の健全性の確保」を目的として、私立学校振興助成法第10条の趣旨にのっとり、私立幼稚園就園奨励費補助金や私立幼稚園運営費補助金の交付を行っている。

－ 参考 －

平成22年度補助金交付状況

私立幼稚園就園奨励費補助金 市内8園ほか 合計95,375,300円

*上記補助金は、保護者への保育料の減免に要する補填補助である。

私立幼稚園運営費補助金 市内8園 合計 3,517,300円

【課題と具体の方策】

課 題	◇私立幼稚園への助成拡大 私立幼稚園就園奨励費補助金は保育料の減免に全額充当されるため、直接的な財政支援となるのは、私立幼稚園運営費補助金である。
具体の方策	・私立幼稚園運営費補助金のほかに、事業補助を目的とした新たな補助施策の創設を検討する。 例：各種講演会，研修会実施に係る補助，施設改修補助など。

課 題	◇新たな行政施策の検討 私立幼稚園の独自性を確保しつつ、幼児教育の充実を図る新たな施策を検討する必要がある。
具体の方策	・交流・連携等の事業について、教育委員会が主導的かつ積極的に働きかけを進めていく。 例：市内幼稚園連絡協議会の設置…公私連携

⑤ 民間活用の妥当性・可能性と推進手法

【現 状】

公立幼稚園は、小学校就学前の子どもの教育を受ける機会を保障することや、保護者が安心して子どもを産み育てることができるような子育て支援の充実など、地域における幼児教育の核となるように努めてきている。しかしながら、多様化する保護者のニーズに応えるため、民間の能力を活用した幼児教育を展開していくことも検討する必要がある。

－ 参考 －

民営化のメリット

- ・各園の方針を生かした英語教育などの特色のある教育内容が期待できる。
- ・満3歳児保育や、預かり保育，延長保育についても，サービスの向上が期待できる。
- ・民営化により節減できた経費は，市全域の幼児教育に活用でき，地域間の公平性が確保できる。

民営化のデメリット

- ・公立幼稚園と比較して，保育料の増額や，備品や教材費など保護者の経済負担が増加する可能性がある。
- ・新たな教育方針による保育や，幼稚園教諭の大幅な入替えなどにより，園児や保護者に不安を与えるおそれがある。
- ・移管作業に時間を要することにより，一時的に園児へのきめ細やかな保育ができない可能性がある。

【課題と具体の方策】

課 題	◇ 民営化への理解・協力 地域住民及び保護者の理解・協力が不可欠となる。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料や教育内容については、十分な周知と意見交換により、保護者の不安を取り除く。 ・ 民営化後においても保護者からの相談に応じる体制の整備を図る。

課 題	◇ 民間事業者への引継ぎ
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの立場に立った民営化計画を策定し、円滑な移管ができるようにする。 ・ 継承したい教育内容については、民間事業者と十分に協議を行う。 ・ 民営化後は、新しい職員にスムーズに慣れ親しんでもらえるように、一定期間、これまでの幼稚園職員と合同で保育を行う。

課 題	◇ 財政支援策 民営化した幼稚園への財政的な支援策。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化した幼稚園に対し私立幼稚園運営費補助金の増額補助を行う。ただし、増額する年数を定め、段階的に増額分を減じ既存の私立幼稚園との均衡を図る。

課 題	◇ 保育料等の激変緩和措置 民営化した幼稚園に就園する幼児の保護者に対する保育料等の激変緩和措置。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化した幼稚園に対し私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補助を行う。ただし、増額する年数を定め、段階的に増額分を減じ既存の私立幼稚園との均衡を図る。

課 題	◇ 小学校隣接公立幼稚園の対応 小学校と同一敷地内にある公立幼稚園については、園舎・園庭の譲渡が困難である。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理面、安全管理面、通園通学において支障があるため、幼稚園の統合などによる園舎の移転に合わせて貸与や譲渡の方法により民営化を行う。

課 題	◇受け皿となる私立学校法人の選定
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で私立幼稚園を運営している学校法人に対して民営化事業の概要を通知し、公募する。 ・ 選定基準等の作成及び公表を行い、透明性の確保に努める。 ・ 幼稚園運営の実績，教育計画を含む事業計画，財務状況等について審査し，結果の公表を行う。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・ 国における「子ども・子育て新システム」の検討経過を踏まえながら，幼児教育と子育て支援に関する事務の一体化に向けて，庁内幼保連携会議を早急に設置する。
- ・ 幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置し，子どもたちや教職員の交流・連携事業を実施する。
- ・ 公立幼稚園と私立幼稚園の連携を目的とした，（仮称）市内幼稚園連絡協議会を設置する。
- ・ 事業補助を目的とした新たな補助施策について検討する。

後期計画

- ・ 公立幼稚園の整備手法として，保育・子育て支援担当課と連携し，幼保一元化施設も含めて整備計画着手に努める。
- ・ 公立幼稚園の民営化については，現時点では多くの課題があると判断しているが，国における「子ども・子育て新システム」の制度設計を踏まえた上で，引き続き検討する。
- ・ 長期休業日の預かり保育については，地域要望も踏まえて，実施の方向で検討する。

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園設置基準 ・ 幼稚園教育要領 ・ 大崎市立幼稚園保育料等徴収条例 ・ 大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則 ・ 大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
-----------	--

-
- 1 幼児期：生後1歳から6歳の小学校入学までの期間をいう。
 - 2 私立幼稚園運営費補助金：幼児教育の振興、充実及び保護者負担の軽減を図るため、大崎市内の私立幼稚園の設置者に対する幼稚園教育に必要な園具、教具及び教材等の整備に要する経費や幼稚園の運営に要する経費に対する補助金。
 - 3 私立幼稚園就園奨励費補助金：保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的とする補助金。大崎市では、入園料及び保育料を減免している私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付し、間接的に保護者負担の軽減を行っている。
 - 4 3歳児：当該年度の初日に満3歳に達している幼児をいう。
 - 5 預かり保育：幼稚園登園時及び教育時間以外において常時養育する者がいない園児を対象とした教育活動。
 - 6 緊急一時預かり保育：緊急一時的に保護者等の病気及び家族の看護等の理由により、家庭での養育が困難である園児を対象とした教育活動。



第2項

通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

第2項 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

将来像

- 学校の地理的状況や通学距離、通学路の安全性が考慮された通学区域が設定されている。
- 学校の指定変更や区域外通学が、児童生徒の教育環境に配慮されている。

① 児童生徒数の推計

【現状】

従来の児童生徒数推計は、当該小学校区に居住している未就学児は、そのまま指定された小学校へ入学することを前提として行ってきたが、市街地中心部の小学校において、入学児童数に大きな差異が生じてきた。これを解消し、できるだけ実入学者数に近づけるために、平成21年1月に社会動態を加味した増減率による平成26年度までの「大崎市立児童生徒数の推計」を行い、公表した。

児童生徒数推計について、社会動態を加味した増減率で行った根拠は、古川第二小学校と古川第五小学校の新入学児童の推計方法と実入学者数の比較による。（下記参照）

○平成19年度時点での平成20年度分推計（新入学児童）

単位：人

	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C-A	C-B
古川第二小学校	160	147	144	△16	△3
古川第五小学校	92	100	111	19	11

○平成18年度時点での平成19年度分推計（新入学児童）

単位：人

	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C-A	C-B
古川第二小学校	167	157	156	△11	△1
古川第五小学校	80	83	93	13	10

【課題と具体の方策】

課 題	◇児童生徒数推移の把握
具体の方策	・毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として、小中学校ごとの児童生徒数や学級数を把握し、今後の推計を行う上での基礎データとする。

課 題	◇居住地（行政区）別未就学児及び児童生徒数推移の把握
具体の方策	・毎年0歳児から5歳児までの未就学児と、5月1日現在の児童生徒数を、居住地（行政区）ごとに把握し、小中学校の今後の推計を行う上での基礎データとする。

課 題	◇社会的要因を加味した増減率による推計の継続 毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく必要がある。
具体の方策	・平成20年度に行った社会的要因を加味した増減率による児童生徒数の推計が、実際の入学児童数により近い人数であったため、毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく。

② 通学区域の設定方針

【現 状】

合併前の市町単位での通学区域となっている。

【課題と具体の方策】

課 題	◇旧市町境における学校の指定の考え方 1市6町の合併により、旧市町境において、従来の指定小学校よりも通学距離の短い小学校が出ている。
具体の方策	・通学区域の変更については、保護者や地域住民の理解を得て進めることが大切なので、十分な協議を踏まえて通学区域を定めていくとともに、新たな通学区域を基本としながらも、指定変更を考慮した対応とする。

第2項 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

課 題	◇同一行政区における学校の指定の考え方 同一行政区で指定された学校が異なる場合がある。
具体的方策	・同一行政区における学校の指定は同一小・中学校を基本とするが、通学距離や通学路の安全性も考慮し、指定変更による対応も考慮する。

課 題	◇児童生徒数増加の対応 児童生徒数増加による通学区域の検討が必要な地区がある。
具体的方策	・児童生徒数増加による対応策としては、学校の新設、通学区域の変更、校舎増築が考えられるが、学校を取り巻く種々の要因を踏まえた上で、個別に対応策を検討する。

③ 学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針

【現状】

学校の指定変更や区域外通学は、保護者申請により対応している。

※指定変更とは、大崎市内における学校変更であり、平成23年度は小学生54件の65人、中学生23件の25人という状況である。

※区域外通学とは、大崎市内から市外、あるいは市外から市内への学校変更である。

平成23年度は、市外から市内の学校への通学者が小学生15件の17人、中学生11件の11人、市内から市外の学校への通学者は小学生34件の35人、中学生24件の27人という状況である。

【課題と具体的方策】

課 題	◇指定変更基準と区域外通学の弾力的対応 現行の指定変更基準について、更なる弾力的対応の検討が必要。また、区域外通学の対応については、当該教育委員会との協議が必要となっており、児童生徒及び保護者の意向を十分に踏まえた上での対応が必要である。
具体的方策	・旧市町境における学校の指定の考え方や、同一行政区における学校の指定の考え方の具体的方策により、これまで以上に指定変更の申し立てが見込まれることから、更なる弾力的対応の検討を行う。 ・区域外通学についても、児童生徒や保護者を取り巻く生活環境の多様化や、雇用情勢の変化等により、児童生徒にとっての教育環境を整備するという視点に立った対応を行う。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- 毎年行う児童生徒数の推計をウェブサイトで公表する。
- 隣接校との距離や地理的条件，保護者・地域要望等から通学区域の変更を検討し，素案を作成する。

なお，小学校の統廃合が関連する場合は，統廃合後の通学区域も考慮した対応とする。

- 児童数増加による大規模校対応策としての通学区域の変更は行わず，増改築等で対応する。

後期計画

- 児童数増加による大規模校対応策は，通学区域の変更も含めて検討する。
- 学校の指定変更と区域外通学については，事務取扱要綱の見直しを検討する。

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">• 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律，同法律施行令• 大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則• 大崎市立小中学校通学区域設定協議会要綱
-----------	---

第 2 項 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用



第3項

教育施設再編の必要性と統廃合の推進

第3項 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

将来像

- 教育効果を高めるための将来的な標準規模の要件が満たされている。
- 教育課程における新たな制度が導入されている。
- 統廃合後の施設が有効に活用されている。

①児童生徒数の推計

【現状】

従来の児童生徒数推計は、当該小学校区に居住している未就学児は、そのまま指定された小学校へ入学することを前提として行ってきたが、市街地中心部の小学校において、入学児童数に大きな差異が生じてきた。これを解消し、できるだけ実入学者数に近づけるために、平成21年1月に社会動態を加味した増減率による平成26年度までの「大崎市立児童生徒数の推計」を行い、公表した。

児童生徒数推計について、社会動態を加味した増減率で行った根拠は、古川第二小学校と古川第五小学校の新入学児童の推計方法と実入学者数の比較による。（下記参照）

○平成19年度時点での平成20年度分推計（新入学児童）						単位：人
	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C-A	C-B	
古川第二小学校	160	147	144	△16	△3	
古川第五小学校	92	100	111	19	11	

○平成18年度時点での平成19年度分推計（新入学児童）						単位：人
	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C-A	C-B	
古川第二小学校	167	157	156	△11	△1	
古川第五小学校	80	83	93	13	10	

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇小中学校児童生徒数増減見込みの把握</p> <p>大崎市全体の児童生徒数は、平成23年度以降、平成29年度まで緩やかに減少し、その内訳は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成29年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全小学校</td> <td>7, 521</td> <td>7, 142</td> <td>△379</td> </tr> <tr> <td>全中学校</td> <td>3, 561</td> <td>3, 532</td> <td>△29</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成29年度	増 減	全小学校	7, 521	7, 142	△379	全中学校	3, 561	3, 532	△29
		平成23年度	平成29年度	増 減									
全小学校	7, 521	7, 142	△379										
全中学校	3, 561	3, 532	△29										
	<p>◇居住地別児童生徒数増減見込みの把握</p> <p>古川地域市街地の人口一極化現象が進み、特定の小学校の大規模化が予想される反面、古川以外の地域では児童生徒数の減少が進行する。</p> <p>◇社会的要因を加味した増減率による推計の継続</p> <p>毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく必要がある。</p>												
具体の方策	<p>・児童生徒数の推計については、検討項目2「通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」の①児童生徒数の推計と同様の方策とする。</p>												

② 将来的な標準規模と適正配置の基本方針

【現 状】

大崎市立小中学校学級数の現状と将来推移 ※P119 大崎市立小学校・中学校の学級数参照
 平成23年度現在の国及び県が示す標準的な規模¹の小学校（12学級以上18学級以下）は次のとおり。なお、ここに記載している学級数は、特別支援学級を含まない普通学級数のみを示している。

- ・12学級以上18学級以下の小学校6校
 古川第一小学校18，松山小学校12，鹿島台小学校18，三本木小学校17，
 岩出山小学校12，沼部小学校12

平成23年度現在の県が示す標準的な規模の中学校（9学級以上18学級以下）は次のとおり。

- ・9学級以上18学級以下の中学校6校
 古川中学校18，古川東中学校17，古川南中学校12，鹿島台中学校10，
 岩出山中学校9，田尻中学校10， ※国の基準は12学級以上18学級以下

－参考－ 平成23年度現在の18学級を超える学校は小学校4校

- 古川第二小学校24，古川第三小学校19，古川第四小学校22，
 古川第五小学校23
 中学校はない。

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇大崎市の実情に合った将来的な標準規模の学級数基準</p> <p>現在11校ある中学校も学級数基準によって判断するのか、それとも、大崎市全体からみて、総合的に判断するのか検討する必要がある。</p>
具体の方策	<p>・学級数基準の将来的目標 <全学年1学級35人で推計></p> <p>小学校12学級以上 中学校9学級以上</p> <p>この学級数基準は、大崎市が目指す目標であり、そのための統廃合計画や中学校に対する考え方については、次の「③前期・後期の統廃合計画」に記載</p> <p>・教育効果を高めるための標準規模の要件</p> <p>(1) 学校における多様な人間関係を通し、互いに理解を深め、切磋琢磨しながら社会性を養っていくことができること。</p> <p>(2) グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の集団を前提とする教育活動を、支障なく実施できること。</p> <p>(3) 教科研究や指導の充実を図るため、教科ごとに情報交換などを行うことができるように、複数の教員が配置されていること。</p>

③ 前期・後期の統廃合計画

大崎市立小・中学校の現状と課題を整理した上で、児童生徒数の推計、通学距離、地理的状況、通学上の安全性、学校の沿革及び学区の概要等を総合的に勘案し、具体の方策として検討した。

【現状】

平成23年度現在の学級数基準未満の学校と学級数

- ・複式学級²4校
 - 下伊場野小学校3, 真山小学校5, 鬼首小学校4, 中山小学校3
- ・12学級未満の小学校17校
 - 志田小学校6, 西古川小学校6, 長岡小学校6, 宮沢小学校6, 東大崎小学校6,
 - 富永小学校6, 清滝小学校6, 敷玉小学校6, 高倉小学校6, 鹿島台第二小学校6,
 - 西大崎小学校6, 上野目小学校6, 池月小学校6, 鳴子小学校6, 川渡小学校6,
 - 田尻小学校7, 大貫小学校6
- ・9学級未満の中学校5校
 - 古川西中学校6, 古川北中学校8, 松山中学校6, 三本木中学校7, 鳴子中学校6

【課題と具体的方策】

<p>課 題</p>	<p>◇大崎市立小・中学校における適正配置基準と考え方 学級数基準未達の学校の検討，複式学級がある学校の検討，古川地域市街地における児童生徒数増加による対応策の検討</p> <p>◇教育課程における新たな制度の導入 <u>小規模特認校制度³</u>の検討，<u>小中一貫教育⁴</u>の検討，<u>小中連携教育⁵</u>の検討</p> <p>◇統廃合計画の考え方 旧市町の境を越えた統廃合計画の検討，前期・後期の統廃合計画の検討</p>
<p>具体的方策</p>	<p>①大崎市立小・中学校における適正配置基準と考え方 ※大崎市の学級数基準を目標値とし，具体的取り組みは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校においては，前期での複式学級解消のための統廃合を検討する。 ・小学校における学級数基準未達の統廃合の検討は後期において行うこととする。 ・中学校においては，現在の11校を存続させ，今後学級数基準以下になっても当分の間統廃合は行わない。 ・児童生徒数増加による対応策の検討については，検討項目2「通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」の児童生徒数増加の方策と同様とする。 <p>②教育課程における新たな制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学距離や地理的条件等により統廃合が難しい小規模小学校や，特色のある教育活動を行う小学校に対して，小規模特認校制度の導入を検討する。 ・小中一貫教育は同一敷地内に小学校と中学校が併設されている場合，または校舎が一体となっている場合が望ましいことから，今後，校舎建設等の条件整備が整う段階で検討する。 ・小中連携教育は一中学校区に一つの小学校がある場合に導入が望ましいことから，その条件を満たす学校や，今後，条件整備が整う学校において検討する。 <p>③統廃合計画の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の統廃合については，隣接する小学校が対象校となるので，旧市町の枠にとらわれない検討も必要である。 ・前期・後期の統廃合計画の対象校について，最終報告では検討委員会の意見を踏まえて，庁内調整会議としての考えを示しているが，平成24年度以降の事業実施段階において，当該地域住民や保護者の理解を前提とした十分な協議が必要である。

④統廃合に当たっての配慮事項

統廃合を実施するに当たっては、児童の精神的な負担を最小限に抑え、教育指導面に影響することがないように、十分な準備期間と配慮のもとに進める必要があることから、以下の項目に配慮しながら、児童、保護者、地域住民の理解と協力のもとに円滑かつ計画的に進めることが大切である。

i 児童に対して

- ・一方の学校の児童が、もう一方に吸収されるという印象を持たないように十分な意識づけを行い、これから共に新しい学校をつくっていくという前向きな気持ちが持てるような配慮。
- ・児童が、新たな人間関係をスムーズに構築できるように、事前の交流事業等の実施。
- ・それぞれの学校において現在行っている特別支援教育などの取り組みについては、統合後の学校における継続性や対象となる児童への十分な配慮。
- ・統廃合前後における環境変化に対する児童への影響に配慮し、教職員の加配等についての検討。

ii 保護者・地域住民に対して

- ・統廃合を進める上で、保護者や地域の理解が不可欠であるため、統廃合の趣旨を十分理解してもらうとともに、地域の意見・要望を真剣に聞きながら、地域との合意形成に努める。
- ・学校がコミュニティーの中で重要な役割を担っていることに配慮し、統廃合は学校がなくなるということではなく、地域の再生であるという視点を持ってもらうよう努める。
- ・統廃合の実施は、教育委員会だけでは対応できない課題もあるため、他部局や関係機関との連携を十分に図る。
- ・統廃合の検討は、子どもたちにとっての望ましい教育環境を整備するという視点で行われてきた経過を踏まえながら、広い視野の中で、これからの教育について地域の大人たちが真剣に考える機会であるということを示し、理解を求める。

iii その他

- ・統廃合により空いた校舎、校庭などの施設については、地域との協議も踏まえて有効な利活用に努める。
- ・統合後の学校が児童にとって居心地がよい場所となるように、保護者や児童の意見にも配慮しながら校舎等の整備を行っていく。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・中山小学校と鳴子小学校の統合を推進する。
- ・下伊場野小学校と松山小学校の統合を推進する。

後期計画

- ・清滝小学校、長岡小学校、宮沢小学校、富永小学校の統合を検討する。
- ・岩出山地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校を除く鳴子温泉地域の小学校の統合を検討する。
- ・東大崎小学校、西古川小学校、志田小学校、高倉小学校の統合を検討する。
- ・田尻地域の小学校の統合を検討する。
- ・鹿島台地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校の小規模特認校制度導入を検討する。
- ・鳴子温泉地域における小中一貫教育導入の可能性を検討する。
- ・小中連携教育は三本木地域から検討し、その後は中学校区に小学校が1校となった場合に検討する。

【推進手法の考え方】

前期計画の考え方

○児童生徒数の推計から見ると、平成23年度に中山小学校、鬼首小学校、真山小学校、下伊場野小学校の4校であった複式学級の小学校は、6年後の平成29年度には10校程度に増えることが予想される。

この中で、複式学級が一度も解消されないのは、中山小学校、鬼首小学校、下伊場野小学校の3校である。真山小学校については、平成23年度の43人から平成29年度の53人と増加傾向にあるため、今後の児童数の推計を考慮しながら後期計画で検討すべきと考えられる。

また、平成23年度以降29年度にかけて複式学級となることが予想される志田小学校、清滝小学校、高倉小学校、西大崎小学校、上野目小学校、池月小学校、鳴子小学校については、一度複式学級になっても解消されている小学校もあることから、後期計画で検討することが望ましいと考えられる。

以上のことから、前期計画における対象校は、中山小学校、鬼首小学校、下伊場野小学校の3校となるが、個別に検討することにより方向性を考えていく。

中山小学校

○学校の概要

明治19年に岩出山学区簡易科中山小学校として中山区宿に開校し、翌明治20年に鳴子尋常小学校中山分校となる。昭和34年に鳴子町立中山小学校として創立以来、平成18年の大崎市誕生による大崎市立中山小学校の改称を経て平成21年で50周年を迎えた。

鳴子峡の奥に位置し標高は260mで、春から秋にかけての自然の変化はすばらしいが、冬期間は降雪量が多く、しばしば吹雪となる。

過疎地域で戸数も少ないが、学校に対する理解があり、協力的である。

○児童数の推計 *平成23年度8月現在

年 度	平成23	24	25	26	27	28	29
児童数	22	12	11	7	9	8	7
学級数	3	3	3	3	3	3	3

平成23年度が22人で、平成29年度が7人という推計である。複式学級は3学級で推移する。

○行政区別居住児童数（平成29年度分推計）

行政区	中山東	中山西
児童数	3	4

○隣接校

鳴子小学校の1校が隣接している。

○隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

鳴子小学校：約5km

○主要幹線道路

国道47号

複式解消策の方向性

大崎市の中で最も児童数の少ない小学校で、空白の学年もあるという現状である。隣接校は鳴子小学校1校で、小学校を基点とした距離もおおむね5kmという状況である。冬期間の積雪が多いが、主要幹線道路の国道47号があるため除雪が行き届いており、年間を通してのスクールバスの運行が可能である。

大崎市になってから保育所を閉所した経緯もあり、さらに小学校となると地域に与える影響は大なるものがあるので、保護者や地域住民との十分な協議と理解が不可欠である。

大崎市の最西端地域で、今後の児童数の増が見込めないことと、特に子どもたちを取り巻く教育環境を総合的に考慮した場合、保護者や地域住民の理解を前提とした前期計画での鳴子小学校との統合検討が望ましい。

校舎等の活用例としては、（仮称）鳴子小学校中山校舎として引き続き活用し、通常の授業は鳴子小学校で行うが、課外授業や特別授業などを中山校舎で行うことや、社会教育施設、宿泊研修施設としての活用等も考えられる。

鬼首小学校

○学校の概要

明治7年に鬼首小学校を個人宅に設置して以来、136年の長い歴史を持つ小学校である。宮城県の最北西部で、大崎市では最も積雪の多い地域であり、岩入分校や尾ヶ沢分校も設置されたが、昭和63年に廃校となり、現在は鬼首小学校1校となっている。

地域は県内有数のリゾート地区となっているが、近年は観光客が減少気味である。秋田県に通じる国道108号のトンネルが開通しており、年間を通して交通量が多い。

○児童数の推計

年 度	平成23	24	25	26	27	28	29
児童数	32	29	27	24	22	21	20
学級数	4	4	4	3	3	3	3

平成23年度が32人で、平成29年度が20人という推計である。児童数が12人の減少となり、今後も増加は見込めないと考えられる。

○行政区別居住児童数（平成29年度分推計）

行政区	蟹沢	川東	小向	原	田野	中川原	軍沢	寒湯	岩入西	岩入東
児童数	0	5	4	8	3	0	0	0	0	0

○隣接校

鳴子小学校の1校が隣接している。

○隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

鳴子小学校：約15km（岩入からは約28km）

○主要幹線道路

国道108号

複式学級解消策の方向性

児童数の推計から見れば、今後減少傾向が続くものと思われることから、統合の方向性が考えられるが、岩入地区から鳴子小学校までの通学距離が約28kmあり、スクールバスを運行しても長時間乗車になり、小学生にとっては負担が大きい。

むしろ、山間部の豊かな環境を活かした自然との共生を教育活動に取り入れ、さらにオニコウベスキー場を活用したスキー競技の課外指導等を行う小規模特認校制度の導入が望ましい。

下伊場野小学校

○学校の概要

昭和30年の町村合併で下伊場野村は、松山町と三本木町にそれぞれ分村合併したが、学校はそのまま同じ通学区域で存続し、志田郡松山・三本木両町小学校組合立伊場野小学校となった。

平成3年3月31日、志田郡松山・三本木両町小学校組合の解散に伴い、それまでの組合立伊場野小学校は廃校となった。平成3年4月1日より、松山町立下伊場野小学校として新たにスタートし、平成18年の大崎市誕生により大崎市立下伊場野小学校となった。

○児童数の推計

年度	平成23	24	25	26	27	28	29
児童数	29	26	26	27	23	22	20
学級数	3	4	3	4	3	3	3

平成23年度が29人で、平成29年度が20人という推計である。児童数は9名の減少となる。

○行政区別居住児童数（平成29年度分推計）

行政区	下志引	中谷地	上志引	境	下沢	花ヶ崎	太夫沢
児童数	6	5	9	1	0	3	2

○隣接校

松山小学校、三本木小学校、敷玉小学校の3校が隣接している。

○隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

松山小学校：約4.6km、三本木小学校：約5km、敷玉小学校：約2.5km

○主要幹線道路

県道涌谷三本木線、主要地方道利府松山線、主要地方道古川松山線

複式学級解消策の方向性

隣接校がいずれも平坦地にあり、小学校を基点とした距離もおおむね5km以内という状況である。冬期間の積雪も山間部ほど影響はないものと思われ、主要幹線道路があることから年間を通してのスクールバスの運行が可能である。

「水辺の楽校」というキャッチフレーズで、小規模校ならではの特色のある教育方針を打ち出しており、保護者や地域住民の学校支援が今後大きな要素を占めるものと思われる。

組合立小学校が廃校となって下伊場野小学校が誕生した経緯もあり、今後の方向性を考えるに当たっては、保護者や地域住民との十分な協議と理解が不可欠である。

仮に統合を考えた場合、通学距離から見ると隣接の敷玉小学校が最も近いが、志田橋を越えるということや、過去の統廃合の経緯、松山地域であることなどを総合的に考慮すると、保護者や地域住民の理解を前提とした上で、前期計画での松山小学校との統合検討が望ましい。

また、校舎等の活用例として、（仮称）松山小学校下伊場野校舎として引き続き活用し、通常の授業は松山小学校で行うが、課外授業や特別授業などを下伊場野校舎で行うことや、社会教育施設、幼保一元化を視野に入れた子育て支援施設としての活用等も考えられる。

後期計画の考え方

後期計画については、各地域の中学校区ごとに将来的な考え方を整理して示すこととする。

鳴子中学校区

仮に中山小学校が前期計画のとおり鳴子小学校と統合になれば、鳴子温泉地域は鳴子小学校、川渡小学校、鬼首小学校の3校となり、その内鬼首小学校が小規模特認校導入校となれば、鳴子小学校と川渡小学校の2校の統合を検討することとなる。2校とも今後の児童数は緩やかな減少傾向にあり、平成29年度には両校合わせて190人台となり、鳴子温泉地域1校の鳴子中学校も平成29年度には120人台まで生徒数が減少することから、小学校と中学校を合わせて310人程度と推定される。

鳴子小学校と川渡小学校の児童数の比率は1：2となることが予想され、川渡小学校の校舎活用や統合小学校建設ということも考えられるが、鳴子中学校の余裕教室と一部増築で対応すれば、校舎一体型の学校となり、小中一貫教育も可能となることから、これらも視野に入れた長期的展望のもとに、後期計画での統合検討が望ましいと考える。

岩出山中学校区

岩出山小学校を除く4校が将来的に全て複式学級になるものと推定される。

岩出山地域においては、平成8年に岩出山中学校、一栗中学校、真山中学校の3校が統合して岩出山中学校が新設された経緯があるため、地域を大きく捉える必要があると考えられる。仮に隣接校同士が統合しても岩出山小学校を除くと全てが小規模校となり、課題解決には至らないと考えられる。

将来的には、五つの小学校が統合された場合、岩出山小学校であれば教室数が確保できることから、岩出山小学校への後期計画での統合検討が望ましい。

ただし、岩出山小学校付近の市道の拡張についての検討と、岩出山中学校と校舎併設型による統合小学校の検討も並行して行うことが望ましいと考えられる。

古川北中学校区

清滝小学校、宮沢小学校、長岡小学校、富永小学校の4小学校があり、いずれも小規模校で、清滝小学校は平成25年度以降複式学級となる見込みである。この地区には長岡、富永、ゆめのさとの三つの市立幼稚園があり、いずれも小学校の敷地内に併設または園舎一体型となっており、近年大幅な園児数の減少から定員割れが続いている状況である。

今後、幼稚園と小学校を一緒に考えていく必要があることから、幼保一元化施設の整備も視野に入れた三つの幼稚園統合と、四つの小学校の統合を考えた場合、古川北中学校を核とした幼・小・中連携型の教育環境整備が望ましいと考えられる。統合園舎と統合小学校は古川北中学校近隣とし、幼稚園については整備指針とは別途計画で、小学校については後期計画での統合検討が望ましいと考えられる。

古川西中学校区

第3項 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

志田小学校、西古川小学校、東大崎小学校、高倉小学校の四つの小学校があり、志田小学校は平成28年度以降複式学級となる見込みである。また、高倉小学校は推計表では平成24年度以降複式学級となっているが、現状(H24.2.1 現在)では6学級を推移する見込みである。

この地区には、東大崎、にじの子の二つの市立幼稚園があり、これらの幼稚園も園児数の減少から定員割れが続いている状況であることから、平成25年度から東大崎幼稚園を休園し、にじの子幼稚園の1園となる。

将来的には古川西中学校を核とし、小・中連携型の教育環境整備を視野に入れた四つの小学校の統合が望ましいと考えられる。

にじの子幼稚園については、幼・小・中連携型の教育環境整備も検討しつつ、整備指針とは別途計画での3歳児保育も含めての統合検討や、幼保一元化施設としての整備検討が望ましいと考えられる。

古川中学校区・古川東中学校区・古川南中学校区

古川第一小学校、古川第二小学校、古川第三小学校、古川第四小学校、古川第五小学校の5校については、いずれも学級数基準を満たしているため、統廃合の検討は行わないこととする。むしろ、大規模校として教室数の不足等が生じており、その対応策は個別に検討することとする。

敷玉小学校においては、児童数が増加傾向にあるため、今後の児童数の推移を見極めながら、当分の間統廃合の検討は行わないこととする。また、敷玉幼稚園も敷玉小学校に併設されているため、同様に検討除外幼稚園とする。

松山中学校区

前期計画において下伊場野小学校が松山小学校に統合となれば、地域の小学校は1校となるため、統廃合の検討は行わないこととする。

三本木中学校区

地域には三本木小学校1校のみであるため、統廃合の検討は行わないこととする。

鹿島台中学校区

鹿島台小学校と鹿島台第二小学校の2校があるが、鹿島台第二小学校においては、平成23年度の児童数73人から平成29年度には63人と、緩やかな減少傾向にある。鹿島台第二小学校から鹿島台小学校までは約6.5kmで、年間を通してのスクールバスの運行が可能であることと、将来的に児童数の増加が見込めないことから、後期計画での鹿島台小学校との統合検討が望ましいと考えられる。

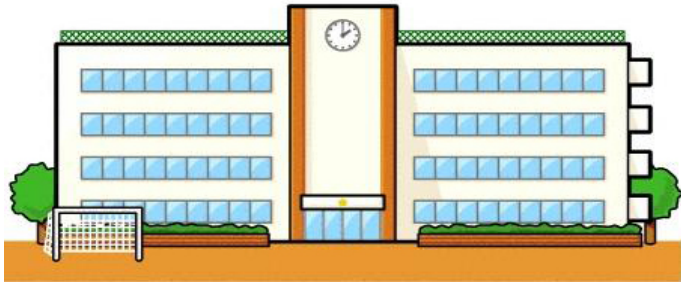
田尻中学校区

田尻小学校、沼部小学校、大貫小学校の3校があり、平成23年度と29年度の児童数を比較すると、田尻小学校で77人、沼部小学校で86人が減少し、大貫小学校はほぼ横ばいという状況である。沼部小学校を基点とした場合、田尻小学校とは約3km、大貫小学校とは約5kmの距離にあり、年間を通してのスクールバスの運行が可能である。今後の児童数の推計において学級数基準を確保するのが難しいことから、後期計画での統合検討が望ましいと考えられる。

<p>関係法令及び基準等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校設置基準 ・ 中学校設置基準 ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 ・ 同法律施行令， 施行規則
------------------	--

-
- 1 標準的な規模：小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない（学校教育法施行規則第41条）。同規則第79条により、中学校の学級数も12学級以上18学級以下が標準となる。
 - 2 複式学級：通常、学級は同じ学年の子どもたちで編成しているが、複式学級は違う学年の子どもたちと一つの学級を編成するもの。
 - 3 小規模特認校制度：通学区域の弾力化により、市教育委員会が小規模校の通学区域を市全域に指定し、児童を集めやすくする制度。
 - 4 小中一貫教育：小学校における前期初等教育と中学校における後期初等教育の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のことをいう。
 - 5 小中連携教育：小中の学校種間の段差を解消し、9年間の学びを一体のものにとらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある指導を行うこと。

第3項 教育施設再編の必要性和統廃合の推進



第4項

教育現場への人的支援体制の充実

第4項 教育現場への人的支援体制の充実

将来像

- 教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し、きめ細かな指導が図られている。
- 相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。
- ALTの活用と外国人子女への対応が図られている。

① 教員補助員

【現状】

教員補助員は、きめ細かな学習指導及び特に配慮を要する園児・児童生徒に対応する教員の補助者として指導に当たっている。1日の勤務時間は4時間、週当たり20時間となり、年間700時間を上限とし配置している。

配置希望がある学校からは、対象となる学級の状況、学校の対応方針、教員補助員配置後の対応方針を記載した配置申請書が提出され、教育委員会では園児・児童生徒等の安全面を最優先に考慮し配置決定をしている。

教員補助員の配置状況

年度	申請人数	市費負担 配置人数	緊急雇用創出事業 ¹ 配置人数	配置率
20年度	74人	43人	—	58%
21年度	86人	49人	30人	92%
22年度	107人	49人	28人	72%
23年度	107人	53人	30人	78%

教員補助員の主な職務は次のとおり。

- ・学習指導の補助
- ・特に配慮を要する園児・児童生徒の学習指導及び生活指導の補助

【課題と具体の方策】

課 題	◇ 教員補助員の継続配置 緊急雇用創出事業の終了後における、小中学校への配置率を高める取り組み
具体の方策	・平成21年5月から緊急雇用創出事業として新たに教員補助員を15人採用し、外国語活動における学級担任の補助や配慮を要する園児・児童生徒に対応している。緊急雇用創出事業は平成24年度も継続することとなったが、それ以降も学校現場のニーズ把握と要望を踏まえて配置するよう努めていく。

② 図書館補助員

【現 状】

図書館補助員は、図書の貸出、整理、修復をすることや図書館の環境づくり等の機能の充実のため配置している。

1日の勤務時間は4時間とし、配置基準に基づき、学校ごとの勤務日数を定めている。

平成20年度の配置は15人、平成21年度は19人、平成22年度は22人、平成23年度は22人という状況である。

図書館補助員の主な職務は次のとおり。

- ・書架の整理、図書の貸出し、返却事務、図書の修復
- ・児童への読み聞かせや図書及び資料の検索

大崎市学校図書館補助員配置基準

児童生徒数（人）	～200	201～400	401～600	601～
配置日数／週	1日	2日	3日	4日

【課題と具体の方策】

課 題	◇ 児童生徒数200人以下の対応 児童生徒数が200人以下の学校においては、週1日の配置であり蔵書の整理等までは対応できない。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館ボランティアの人材発掘や育成に努めるとともに、学校支援地域本部事業²等も活用し図書の修復や整理等をお願いする。 ・小学校高学年と中学校においては、児童生徒による図書の貸し出し返却事務も可能であることから、図書係としての活用を図る。 ・現行の図書館補助員については、人数及び配置時間の維持に努める。

③ スクールカウンセラー

【現状】

スクールカウンセラーは、不登校や問題行動の対応及びそれを未然に防止するために、学校における教育相談活動を行っている。子どもたちの心の悩みを専門的な立場から指導助言するため、児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有する者に業務を委嘱している。

主な職務内容は次のとおり。

- ・児童生徒へのカウンセリング，教職員，保護者への指導助言，専門機関との調整・連携
- 各学校への配置状況は次のとおり。
- ・県費負担のスクールカウンセラーは、市内11の中学校に配置され、週1回・年間33回の勤務となっている。1回当たりの勤務時間は、古川中学校と古川東中学校が8時間，その他の中学校は6時間となっている。

【課題と具体の方策】

課 題	◇有資格者の拡充 臨床心理士等の有資格者が少ないため、拡充が困難となっている。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の人員を確保するとともに、県や関係機関との連携により人材情報の収集に努め、有資格者の確保を図る。 ・スクールカウンセラーをはじめ相談業務全般の対応策として、専用電話を設置し、常に保護者からの相談に応じられる体制の整備を図る。

④ 子どもと親の相談員

【現状】

宮城県から委託されモデル事業として配置されていたが、現在は市の単独事業となっている。

小学校における不登校や問題行動については、①学校生活上の問題や基本的な生活習慣が身につけていないことなどが背景となっているため、早期段階での対応が効果的であること、②中学校で不登校が大幅に増加することから、小・中連携を推進するなどの観点から相談員等の配置事業が実施されている。

主な職務内容は次のとおり。

子どもと親の相談員

- ・児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手，学校と保護者，地域とのパイプ役
- ・保護者の相談相手，訪問援助

子どもと親の相談員の配置状況

配置先学校名	勤務日等	備考
古川第一小学校	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
古川第二小学校	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
古川第三小学校	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
古川第四小学校	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
古川第五小学校	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
岩出山小学校	1日4時間, 週2~3回	市費(平成18年度~)
古川中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
古川西中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
古川北中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
古川東中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
古川南中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
三本中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
松山中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
鹿島台中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
岩出山中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
鳴子中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)
田尻中学校	1日5時間, 週1回	市費(平成23年度~)

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくり ・児童生徒から相談を受けた場合の先生や保護者との連携体制
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の配置場所や室内の雰囲気の改善, 子どもたちの個性に応じた対応などの取り組みを進める。 ・児童生徒からの相談内容に応じて, 相談員等が一人に対応すべきものと, 直ちに担任や保護者に連絡をとらなければならないものとに区分される。教員や教育委員会職員を含めた事例研究会等を実施し, 相談業務能力の向上と連携体制の強化に努める。

⑤ スクールソーシャルワーカー

【現状】

宮城県から委託されモデル事業として配置されている。

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題となっており、これらの背景には児童生徒の心の問題とともに家族、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられることから、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして小学校に派遣する事業である。主な職務内容は次のとおり。

- ・問題を抱える児童が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワーク構築、連携、調整
- ・学校内におけるチームワーク体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動

スクールソーシャルワーカーの配置状況

配置先学校名	勤務日等	備考
古川第五小学校 *H23年度	1日4時間、週1回	県委託事業 (平成20年度～)

【課題と具体の方策】

課 題	◇相談体制の充実 ・児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくり ・児童生徒から相談を受けた場合の先生や保護者との連携体制
具体の方策	・子どもと親の相談員と同様の方策

課 題	◇委託事業終了後の相談体制の構築
具体の方策	・事業名と内容を整理し、相談体制を継続していく。

⑥ 外国語指導助手

【現状】

国際化社会に対応した教育施策の一環として、生きた英語に接する機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を中学校に配置している。主な職務内容は次のとおり。

- ・ 幼稚園、小学校及び中学校における英語授業の補助及び使用する教材研究、教材作成への参加
- ・ 英語スピーチコンテストへの協力及び英語教育に関する研究会への参加
- ・ 英語及び外国の文化に対する興味・関心並びに外国語学習への意欲の喚起
- ・ 学校行事、特別活動等の教育活動における外国語指導や児童生徒等との交流

外国語指導助手（ALT）の活用時間数（平成22年度）

単位：時数

配置先学校名	時間数
古川中学校	343
古川東中学校	277
古川北中学校	504
古川西中学校	286
古川南中学校	365
松山中学校	304
三本木中学校	238
鹿島台中学校	340
岩出山中学校	468
鳴子中学校	240
田尻中学校	344
計	3,709

このほか、小学校で1,886時間、公立幼稚園で375時間の活動実績がある。

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇ALT年間活動時間の対応 各ALTの年間活動時間に大きな隔りがある。</p> <p>◇外国語が必修科目になる小学校でのALT活用方法</p>
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各中学校での活動に加え、地域の幼稚園、小学校での活動により、それぞれのALTの年間活動時間の均衡を図る。 ・ ALTの活用場面が、総合的な学習の時間から外国語にシフトするが、これまでと同様に生きた英語に触れさせる機会の提供を図る。

⑦ 外国人子女への学習・生活指導者

【現状】

平成23年度は小学校に24人，中学校に8人の外国籍児童生徒が在籍している。そのうち，日本語の学習指導や生活指導を必要とする児童生徒もいることから，宮城県においては，予算の範囲内で外国籍児童生徒が在籍する学校に対して，きめ細かな指導を行うため，教員定数に上乗せして教員を配置している。また，宮城県国際交流協会の「外国籍の子どもサポーター制度」により支援を受けている学校もある。

加配教員³の取り組み内容は次のとおり。

- ・平仮名，片仮名，漢字などの基本的な日本語の個別指導
- ・通常の授業において，日本語理解の支援
- ・児童生徒や教員とのコミュニケーションづくりを言語面から支援等

外国籍の子どもサポーター制度の内容は次のとおり。

- ・日本語支援サポーターの派遣
- ・子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材の貸出し
- ・進学に関する事など外国籍の児童生徒の教育全般に関わる事項

外国人子女⁴への加配教員・日本語学習支援サポーター配置状況（平成22年度）

配置先学校名	区 分	配置期間	備 考
古川第二小学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	4,5,6年生計6人
田尻小学校	加配教員	H22.4.8～22.10.29	2年生3人
	日本語学習支援サポーター	40回までの派遣	2年生3人
沼部小学校	日本語学習支援サポーター	40回までの派遣	1年生1人
古川中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	1年生1人
古川東中学校	加配教員	H22.9.24～23.3.24	3年生1人
古川南中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	2年生1人
鳴子中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	3年生1人

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇加配教員配置の緊急対応 加配教員の急な配置は，対応が困難な場合がある。</p> <p>◇母国語学習の機会拡充 日本語学習はもとより，母国語も重要となることから，母国語学習の機会を与える必要がある。</p>
-----	--

具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県教育委員会へ加配教員の配置を引き続き要請するとともに、宮城県国際交流協会の「外国籍の子どもサポーター制度」等の活用を図る。 ・外国語指導ボランティア等による学習の場をつくり、日本語や母国語学習の機会拡充を進めていく。 ・地域に居住する外国人の協力を得て人材バンク登録を行い、外国語指導での活用を図っていく。
--------------	---

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教員補助員や図書館補助員は、人材バンクや学校支援地域本部を活用し、学校と地域との連携による運営体制を検討する。 ・各種相談員の連絡会を立ち上げ、期別ごとに年3回の連絡会議を実施する。 ・相談業務の事業効果を高めるため、事業の一元化を図る。
後期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校へのALTの配置を検討する。 ・外国人子女への対応については、人材バンクも活用した地域連携方策を検討する。

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱 ・宮城県スクールカウンセラー活用事業実施要領 ・宮城県スクールカウンセラー活用事業運営要項 ・宮城県「子どもと親の相談員」等の活用調査研究委託事業実施要項 ・宮城県「スクールソーシャルワーカー」活用委託事業実施要項 ・大崎市立学校における教員補助員配置要綱 ・大崎市学校図書館補助員配置基準
-----------	---

- 1 緊急雇用創出事業：雇用情勢が厳しい状況にあるなかで、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業等の機会を創出・提供する等の事業。
- 2 学校支援地域本部事業：文部科学省の補助事業。学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”と言える。
- 3 加配教員：児童生徒数に応じて配置される教員数に、上乘せして配置される教員
- 4 外国人子女：日本における義務教育対象年齢の外国人。ただし、保護者への就学義務は課せられていない。



第5項

適正なスクールバスの運行

第5項 適正なスクールバスの運行

将来像

○市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている。

スクールバス運行を取り巻く現況

大崎市のスクールバスは、市立幼稚園の園児の登園及び小中学校に通学する児童生徒のうち、遠距離のため通学が著しく困難な者に対し、通学手段を確保し、もって学校教育の円滑な運営に資するため、大崎市スクールバス運行管理規則に基づき運行している。

スクールバスは、幼稚園専用車が8台、幼稚園と小学校の共用車両が12台、小学校専用車が1台、小学校と中学校の共用車両4台、中学校専用車両が12台の37台で運行している。

スクールバスの運行路線については、合併前の各市町の路線をそのまま引き継いでおり、運行基準や保護者協力金の有無などについては、地域間で異なっている状況にある。

また、遠距離から通学する児童生徒が利用する公共交通機関の定期券代の補助割合が異なるなど、大きな課題を抱えたままの現況となっている。

幼稚園児が利用するスクールバスについては、運行範囲を定め、きめ細かに運行するものとし、遠距離から通学する児童生徒に対しては、スクールバスの運行、公共交通機関の定期券補助、その他の補助を行うことにより、児童生徒や保護者の負担を軽減することを基本に、地域の特殊性や市全体の均衡性を考慮した方策を見出すために、それぞれの課題ごとに検討が必要である。

このことから、平成23年6月に「大崎市スクールバス運行等庁内検討委員会」を立ち上げ、同年11月に検討結果報告書を取りまとめている。

○検討委員会の検討結果

①スクールバスの運行基準

小学生	小学1年生～3年生	小学4年生～6年生	中学1年生～3年生
中学生	通学距離が片道2km以上	通学距離が片道4km以上	通学距離が片道6km以上
幼稚園	乗車制限は原則設けない。園ごとに運行区域を設ける。		

運行基準に満たない児童生徒の乗車は認めない。ただし、気候等の特殊事情がある場合は認める。

②スクールバスの保護者協力金について

義務教育である小学生及び中学生が利用する分は徴収しない。

幼稚園児は、保護者協力金を徴収する。（月額2,000円）

③遠距離通学費補助金については、一律補助とする。（小学生4km、中学生6km以上）

なお、スクールバスと地域内公共交通との課題については、教育環境の検討とは別に関係機関で協議するものとする。

① 運行基準に係る統一性の確保

【現状】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、適正な学校規模の条件として通学距離が、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内とされており、それ以上の距離にある児童生徒（以下「遠距離通学者」という。）の通学に当たっては、スクールバスを運行している。

しかしながら、4km、6km以内にある児童生徒も乗車を認めている三本木地域や鹿島台地域の例もあり、必ずしも統一されていない。

また、不審者対策等の安全面を考慮し運行している清滝小学校のスクールバス、冬期間の気候を考慮して期間限定で運行している古川西中学校（12月～3月）、田尻中学校（1月～3月）のスクールバスがある一方、6kmを超えている古川東中学校区の敷玉地区では、スクールバスが運行されていない状況もある。

【課題と具体的方策】

<p>課 題</p>	<p>◇利用縮減の問題点 通学距離での基準が統一されておらず、利用を縮減する方向では保護者理解が問題となる。</p> <p>◇運行拡大の問題点 運行を拡大する方向でも、対象区域の線引きの問題が発生することと、大幅な増便が必要となる。</p>
<p>具体的方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域の統一したスクールバス運行基準（大崎市スクールバス運行管理規則の改正）を作成し、十分な周知により理解と協力を得る。 ・運行基準としては、幼稚園においては、園ごとに運行区域を定め、通園距離による乗車の制限は原則設けない。また、小学校1年生から3年生までは通学距離が片道おおむね2km以上、4年生から6年生までは4km以上、中学生においては6km以上の児童生徒を乗車の対象とする。 <p>なお、気候や地理的条件等の特殊事情がある場合は、乗車も可能とする。</p>

② 保護者負担の妥当性

【現状】

平成23年度現在、スクールバス利用者からバス協力金を徴収しているのは下記のとおり。

区 分	協力金額 (円)	備 考
古川地域 中学校	1,250	6km未満：月額
古川地域 中学校	1,000	6km以上：月額
古川地域 幼稚園	1,000	片道：月額
古川地域 幼稚園	2,000	往復：月額
田尻中学校	240～480	1往復：乗車するバス停ごとに、負担金が異なる。回数券と定期券（中学校で発行）がある。
田尻地域 幼稚園	1,000	月額
三本木地域 ひまわり園	1,000	月額

その他の地域（区分）では、保護者協力金を徴収していない。

古川地域の中学生で、通学距離が6km以上の場合には遠距離通学者となるため、6km未満と比較し低額の協力金としている。

【課題と具体の方策】

課 題	◇保護者協力金の徴収 保護者協力金の徴収の有無について、地域間で異なっていることの問題。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生がスクールバスを利用する場合は、無料とする。 ・幼稚園児がスクールバスを利用する場合は、保護者から協力金を徴収する。

課 題	◇負担割合の格差問題 スクールバス利用者と公共交通機関利用者との負担割合の格差問題。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学者が利用するスクールバスは無料とし、公共交通機関利用に係る定期券代は全額補助する。

③ 運行路線の再構築

【現状】

幼稚園児が利用するスクールバスは、園児や保護者負担の軽減を図るため、おおむね自宅付近から幼稚園までの送迎を行っている。毎年のバス利用希望者の状況を踏まえて、基本的な運行経路を保ちながらもきめ細かな運行に努めている。小学生や中学生が利用するスクールバスは、毎年ほぼ同じコースにより運行されている。

【課題と具体の方策】

課 題	◇通学区域変更や学校の統廃合時における対応
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・運行基準に基づき、対象区域を決定する。 ・統廃合時においても、通学距離等の条件で他の学校との均衡を考慮した運行路線を計画する。

課 題	◇乗車要望への対応 近距離の場合における、自宅前を通過するバスへの乗車要望の対応。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・運行基準に基づき、乗車の可否を決定する。

④ 遠距離通学費補助金の拡充

【現状】

大崎市児童生徒通学費補助金交付要綱により、補助の対象となる児童生徒は、

- ① 遠距離通学者のうち、定期券を購入して公共交通機関を利用して通学する者
 - ② 遠距離通学者のうち、公共輸送機関を利用しないで自転車を新たに購入して通学する者
 - ③ 公共輸送機関がない遠距離通学者
 - ④ 上記以外の者で市長が特に必要と認める者
- となっている。

第5項 適正なスクールバスの運行

また、補助金額及び補助期間は次のとおりとなっている。

補助対象者	補助金額	補助期間	補助対象地域
①に該当する者	バスの利用区間に係る通用期間の定期券の額の2分の1	年間11か月を限度とする。	旧古川市
①に該当する者	列車の利用区間に係る通用期間(1か月又は3か月)の定期券の額の全額	在学期間	旧岩出山町
	バスの利用区間に係る通用期間(3か月)及び列車の利用区間に係る通用期間(6か月)の定期券の額の65パーセント	在学期間	旧鳴子町
②に該当する者	自転車購入費の2分の1とし、市長が別に定める額を限度とする。	小学校又は中学校在学期間中各1回	旧古川市
③に該当する者	月額1,000円 ただし、冬期間のスクールバス利用者で定期券を購入した月分の補助は受けられない。	12か月	旧田尻町
④に該当する者	市長が必要と認める額	年間11か月を限度として市長が必要と認める期間	全市

補助金額、補助期間、補助地域については、合併前の各市町の補助要綱をそのまま引き継いでいる。スクールバス利用の場合と公共交通機関を利用した場合とでは保護者の負担に格差が生じる。

遠距離通学費補助金の申請は次のとおり。(平成23年度実績)

①に該当する者(公共交通機関利用者)

地域名	小・中学生の別	発着	人数	備考
岩出山地域	中学生	西大崎～有備館	7	JR
鳴子温泉地域	中学生	鳴子温泉～川渡温泉	5	JR
小計			12	

②に該当する者(自転車購入者)

地域名	小・中学校の別	人数
古川地域	中学生	3

③に該当する者(公共輸送機関がない遠距離通学者)

地域名	小・中学校の別	人数
田尻地域	小学生	11
田尻地域	中学生	50

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇補助金額等の格差 旧市町の補助要綱を引き継いでいることによる補助金額等の格差問題。</p> <p>◇遠距離通学者の経済負担 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条の「適正な学校規模の条件」が示されていることによる遠距離通学者の経済負担の検討。</p>												
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学者のうち、公共交通機関を利用して通学する者については、その定期券の全額を補助する。ただし、区域外通学者や指定変更を受けた児童生徒を除く。 ・スクールバスや公共交通機関を利用できない遠距離通学者には、通学距離に応じて一定額の補助を行う。ただし、区域外通学者や指定変更を受けた児童生徒を除く。 ・上記の補助の実施に伴い、自転車購入に関する経費の補助は、廃止する。 <p style="text-align: center;">遠距離通学者に対する通学費補助（案）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>通学距離</th> <th>対象区分</th> <th>補助金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 k m以上で 6 k m未満</td> <td>小学生</td> <td>実施時期までに決定する。</td> </tr> <tr> <td>6 k m以上で 8 k m未満</td> <td>小学生, 中学生</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>8 k m以上</td> <td>小学生, 中学生</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	通学距離	対象区分	補助金額（年額）	4 k m以上で 6 k m未満	小学生	実施時期までに決定する。	6 k m以上で 8 k m未満	小学生, 中学生	同上	8 k m以上	小学生, 中学生	同上
通学距離	対象区分	補助金額（年額）											
4 k m以上で 6 k m未満	小学生	実施時期までに決定する。											
6 k m以上で 8 k m未満	小学生, 中学生	同上											
8 k m以上	小学生, 中学生	同上											

【 推進手法 】 <事業計画>

<p>前期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運行基準の統一と、遠距離通学費補助金の見直しを行う。 ・スクールバス運行の民間委託を完了する。
--

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 ・大崎市スクールバス運行管理規則 ・大崎市児童生徒通学費補助金交付要綱
-----------	--

第5項 適正なスクールバスの運行



第6項

幼稚園等・小学校・中学校の連携

第6項 幼稚園等・小学校・中学校の連携

将来像

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの教育問題解決に向けて、幼稚園等・小学校・中学校の連携が図られている。

① 園児・児童の交流事業実施

【現状】

保育所や幼稚園での教育と小学校教育との接続部分には、「段差」と言われている。この段差が一つの要因となり、小学校1年生で授業が成り立たなくなる「小1プロブレム¹」と言われる問題が起こるとされている。

幼児教育は、義務教育期間やその後の生活や学習の基礎を培うものであり、その基礎の上に義務教育以降の生活や学習が進められることとなる。しかしながら、幼児教育が小学校教育の準備を行うものだけではないという理念もあり、幼児教育の独自性を保ちつつ、小学校教育への円滑な接続が必要となる。

市内の幼稚園と小学校、保育所（園）と小学校の交流事業の状況は、次のとおりである。

○市内小学校との交流事業の現状

<公立幼稚園等と私立幼稚園>

平成20年度実績

	公立幼稚園等	私立幼稚園	計
調査対象園数	16園	8園	24園
交流事業実施園数	15園	3園	18園
交流事業件数	65件	7件	72件

<公立保育所と認可保育所>

	公立保育所	認可保育所	計
調査対象園数	10園	14園	24園
交流事業実施園数	6園	7園	13園
交流事業件数	20件	12件	32件

*子育て支援総合施設すまいる園、ひまわり園は幼稚園で集計

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇園児と児童の交流事業推進</p> <p>小学校との交流事業は、公立幼稚園が15園であるのに対し、私立幼稚園は2園のみである。私立幼稚園はその多くが古川地域の中心部にあり、園児も複数の小学校区から入園しており、交流先となる小学校を特定できないのも要因の一つと考えられる。</p> <p>また、保育所（園）では、公立保育所が6園、認可保育所では7園と約半数で小学校との交流が行われている状況である。</p> <p>全体として、活発に交流が行われている状況ではなく、今後、交流事業が図られるよう推進していく必要がある。</p>
具体の方策	<p>・幼（保）一幼（保）、幼（保）一小的連携は、幼稚園等の自主的な活動に任せるばかりでなく、市として、この連携が幼児教育において重要であることを認識し、行政がある程度の主導的な役割を果たしながら、小学校区又は地域の実情に合った形で、それぞれの学校が必要としている連携、交流事業を推進する。</p>

② 教育課程の連携（幼稚園等・小学校）

【現状】

①幼稚園教育要領と保育所保育指針による教育

幼稚園と保育所は、就学前の幼児を教育・保育する施設として重要な役割を果たしている。これらの施設は、将来の人間形成の基礎を培う役割を持ち、相互に整合性を図って策定された幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいて教育・保育を行っている。

教育要領等は総則のほか、次の5分野で構成され「ねらい」と「内容」が示されている。



②幼児教育と小学校の連携の必要性

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児が遊びを通して「豊かな心」「物事に自ら関わろうとする意欲」「健全な生活を営むために必要な態度」を養い、生きる力の基礎を育むことが強く求められるようになっている。

そのために、幼稚園等と小学校が子どもの発達特性や教育・保育内容及び指導方法を相互に理解し、連続性のある教育を展開していくことが必要とされる。

③ 教育課程の連携（小学校・中学校）

【現状】

不登校や問題行動などの要因ともされる中学校における「中1ギャップ²」が大きな教育問題として取り上げられている。そのことにより、各地の中学校では小・中連携について取り組みはじめている。とりわけ安全管理、生徒指導、学校行事や授業の合同実施に着手する中学校が見られるようになってきている。

義務教育制度においては6年間の小学校教育と3年間の中学校教育により9年間の義務教育（6－3制）を修了することとなっている。これは学校教育法（第16条、第17条）に定められ、広く定着している。

しかしながら、脳科学や発達心理学の分野での研究においては、子どもたちの発達には、年齢の区分によりいくつかの段階があるとされている。小学校4年生に相当する年齢を中心として前後1年程度が一つの区切りとされることが多いようである。このことから現在では、様々な教育カリキュラムに取り組んでいる小学校・中学校が見られるようになってきている。

6・3制によらないカリキュラム例

	小学校教育						中学校教育		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
4・3・2制	→						→		
4・2・3制	→						→		
4・5制	→						→		
3・4・2制	→			→			→		

（3・4・2制は登米市立豊里小中学校。）

小学校・中学校の教育課程の連携は、「小・中連携強化」「一貫教育」が考えられる。連携の具体的領域も全教科の連携、一部教科の連携、学校行事での連携、生徒指導等での連携などが見受けられる。

また、間接的な小学校・中学校の教育課程の連携の例としては、高学年における教科担任制を取り入れている小学校もある。教科担任制の特徴として、

- ・児童一人ひとりの良さや可能性をより引き出すことができる。
- ・教師の得意分野を生かした授業展開ができる。
- ・教師の指導力のスキルアップが図られる。
- ・中学校での教科担任制へのスムーズな移行を図るため、学級担任制を維持しながらも、複数の教員による指導に慣れさせることができる。

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇幼・小の教育指導方針の相互理解を高める取り組み 0歳児又は3歳児から未就学児までを、遊びを中心として教育（保育）する幼稚園・保育所と、教科学習をする小学校とでは根本的に指導方針が異なる。</p> <p>◇中学校区に複数の小学校がある場合の連携 中学校区に一つの小学校がある場合は、小中の連携は図りやすいが、複数の小学校と一つの中学校での連携方法について、研究が必要である。</p> <p>◇小学校の小規模校における教科担任制導入 教科担任制による指導は、それぞれ教科ごとに担当する教員を配置することになり、1人の教員が複数の教科を担当する場合でも、各学年に2～3学級のクラス数が必要となるので、基本的には小規模小学校では実施が困難となる。</p>
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育所は、遊びを中心として教育（保育）を行うこととされているので、それを受け入れる小学校側においては、子どもたちの特性を十分に理解する必要がある。そのため、幼（保）一小的「子どもたち」や「指導者」の交流を定期的に行うことにより、理解度を高めていく。 ・一つの中学校が複数の小学校と個別に交流・連携を行うことは、中学校の負担が大きくなるので、中学校区内の小学校が一堂に会して小中の連携を図るなどの方策を講じる。 ・教科担任制は、小学校教育においても有効な教育方法であると言えるが、小規模校での導入は体制づくりや具体策も含め学校長の裁量で行う。

④ 教職員の情報交換と課題研究

【現状】

小学校と中学校の情報交換については、中学校区単位での小・中連絡会や小学校と中学校の1対1の情報交換会が行われている。これらは、相互授業参観を行うなどし、授業の受け方、生活態度、家庭での養育状況などについて、それぞれの立場からの意見交換が行われている。

課題研究については、これまでの指導方法について課題を見つけ校内で研究を行っている。同一課題について1年～2・3年で研究及び実施・検証を行っている現状である。

【課題と具体の方策】

課 題	<p>◇教職員の参加率を高める取り組み 小中連絡会等の情報交換には、各校（園・所）の全教職員が参加しているものではなく、限られた人数での出席で行われている。</p> <p>◇教科ごとの情報交換と課題研究を高める取り組み 情報交換会等は、生徒指導を中心として行われ、各教科の具体的内容についての意見交換等を行っている例は少ないようである。</p>
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識を高め、教科研究会等へ積極的に参加していく。 ・小・中連絡会等の情報交換等については、年次計画の中で長期休業日を利用して開催する等の方策を講じ、より多くの教員が参加できるように努める。また、内容も教科指導の面において、子どもたちの発達段階に応じ、連続性を持った指導のあり方等の意見交換に努めていく。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや教職員の交流・連携事業を推進するため、校種間連携会議を設置する。 ・幼稚園や保育所の保護者を対象に、小学校入学に向けた（仮称）子育てステップ学級を開催する。
後期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における教科担任制の導入を検討する。

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・保育所保育指針 ・幼稚園教育要領 ・小学校学習指導要領 ・中学校学習指導要領
-----------	--

- 1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取ることができなかつたり、授業中に集中できなかつたり、話を聞かなかつたりの状態が数か月継続すること。
- 2 中1ギャップ：小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となつたり、いじめが急増するという現象。



第7項

学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

将来像

- 学校給食基本構想・基本計画に基づく施設設備が計画的に行われている。
- 学校給食における安全な食材の確保、地産地消と食育の推進が図られている。

① 学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設整備の推進

【学校給食基本構想・基本計画の概要】

学校給食基本構想・基本計画（以下「計画」という。）は、大崎市の学校給食のあり方や新たな施設整備の実現のために、平成19年12月に大崎市学校給食センター推進庁内連絡会議及び作業部会を設置し、食育の推進、地産地消の推進、よりよい学校給食の運営等について検討し策定したものである。

給食施設のあり方（配送エリア含む）は、次の基本方針に基づくものである。

学校給食基本構想・基本計画

【基本方針】

- 1 調理，配送，各学校の給食開始時間を総合的に勘案し，配送時間をおおむね30分以内のエリアとし，順次，給食センター方式¹へ移行していきます。
- 2 今後整備する給食センターの規模については，既存の給食センターの調理数を基本に考えますが，市の中心部においては，施設整備における民間手法の活用²を検討していく中で，配送車の効率的な配置なども考慮しながら，適切な調理数を設定することとします。
- 3 築年数が経過していないドライ方式³の自校給食調理場がある地域においては，親子方式⁴による給食の提供も視野に入れていきます。
- 4 既存の給食センターの活用を図っていきます。

※参考：学校給食基本構想・基本計画より抜粋

食育の推進

- ・ 基本的な生活習慣の改善
- ・ 楽しく食べる環境づくり
- ・ 食にかかわる体験活動の推進
- ・ 食にかかわる知識の習得
- ・ 大崎の食文化の継承
- ・ 食育推進体制の整備

地産地消の推進

- ・ 安全・安心な食材の提供
- ・ 地場産品の利用拡大
- ・ 米を中心とした「日本型食生活」の推奨
- ・ 食材の供給システムの構築

よりよい学校給食の運営

- ・ 環境に配慮した給食施設の運営
- ・ 給食施設の適切な配置
- ・ 給食業務の効率化
- ・ 地域との連携

【現状】

学校給食施設設備の見直しに当たっては、衛生面、調理能力、施設設備の老朽化など考慮すべき点が多くなっている。

なお、エリアごとの資料における配食数は、平成23年5月現在には給食関係職員を含め、平成29年度推計分には、学校給食のセンター化を検討するため給食関係職員を含めないものとした。

AエリアからGエリアについては、平成19年に策定された計画の将来的な学校給食施設の配置イメージによる。（P77 大崎市の将来的な学校給食施設の配置イメージ参照）

さらに、各エリアについては、おおむね30分以内で配食可能な幼稚園・小学校・中学校を一つのサークルとしているため、重複して記載されている幼稚園・小学校・中学校があるが、今後、既存の学校給食センターからの配食拡大や、新たな学校給食センターの建設により、将来的には重複部分はなくなり、それぞれのエリアで配食校（園）は整理されていくこととなる。

民間活用としては、既に岩出山学校給食センターと大崎南学校給食センターは調理・配送業務を民間委託しており、田尻学校給食センターも調理・配送業務の民間委託の実施を予定している。

また、福島第一原子力発電所事故による食品への放射能汚染の不安が広がっており、より安全な食材の確保が求められている。

【課題と具体的方策】

課 題	◇安全な食材の提供 福島第一原子力発電所事故による食品への放射能汚染の不安が広がっている。
具体的方策	・ 学校や幼稚園（保育所）の給食用食材の安全確保のため、放射能検査の実施と測定結果を公表し、安全安心な給食を提供していく。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

Aエリア

【現状】

鳴子温泉地域は、幼稚園2園、小学校4校、中学校1校である。小学校の給食室は、築19年から48年までのウェット方式⁵の施設となっている（計画においては、Aエリアに鬼首小学校は含まれていないので、自校方式を継続する）。

中学校では、鳴子中学校が18年度に開校し、ドライ方式の給食室（調理能力350食）を備えている。

鳴子幼稚園は、牛乳による補食給食となっているが、平成24年4月から休園し、川渡幼稚園で保育が行われることから、川渡小学校からの親子方式による完全給食となる。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度(推計)	増減	備考
鳴子幼稚園	19	H24年度から休園		<u>ミルク給食</u> ⁶
川渡幼稚園	33	52	推計値無し	親子方式（川渡小学校から）
小計	52	52	—	
鳴子小学校	109	82	△27	自校方式
川渡小学校	139	136	△3	自校方式
鬼首小学校	42	29	△13	自校方式
中山小学校	30	14	△16	自校方式
鳴子中学校	191	143	△48	自校方式
小計	511	404	△107	
合計	563	456	△107	

【課題と具体の方策】

課題	◇鳴子中学校給食室の活用
具体の方策	・中・長期的な活用方針としては、鳴子温泉地域内の幼稚園、小・中学校給食施設の核としての位置づけを行う。

課題	◇小学校給食の検討
具体の方策	・鳴子中学校給食室から配送可能（配送時間がおおむね30分以内）な小学校については、親子方式による給食提供を行う。 ・小学校施設の再編が行われる場合は、その時期に合わせて配食することも有効であると考えられる。その場合は、鳴子中学校給食室の改修の必要性についても併せて検討を行う。

Bエリア**【現状】**

岩出山地域には、岩出山学校給食センター（調理能力1,500食）があり地域内の小学校5校、中学校1校と黎明中学校（260食程度）に配食している。この給食センターは、ドライ方式により平成9年度から稼動しており、炊飯設備は整備されていなかったが、平成22年8月より炊飯設備が整備され、岩出山地域は完全給食が実施されている（炊飯設備整備後の供給能力は1,500食程度）。

平成23年度ではおおむね1,140食を供給しており、このエリアにはさらに、東大崎小学校、宮沢小学校が含まれている。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度（推計）	増減	備考
東大崎小学校	146	113	△33	自校方式
宮沢小学校	127	113	△14	自校方式
古川地域計	273	226	△47	
岩出山小学校	337	282	△55	岩出山学校給食センターから（完全給食）
上野目小学校	67	59	△8	岩出山学校給食センターから（完全給食）
池月小学校	60	57	△3	岩出山学校給食センターから（完全給食）
真山小学校	53	63	10	岩出山学校給食センターから（完全給食）
西大崎小学校	65	72	7	岩出山学校給食センターから（完全給食）
岩出山中学校	297	287	△10	岩出山学校給食センターから（完全給食）
黎明中学校	260	260	0	岩出山学校給食センターから
岩出山地域ほか計	1,139	1,080	△59	
合計	1,412	1,306	△106	

【課題と具体的方策】

課題	◇配食先の検討
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> 完全給食移行後の給食センターの供給能力の余力は300食程度で、今後検討する新たな給食センターの規模に影響を及ぼすことから、配食エリアの拡大を目指す。 配食先は、岩出山地域全小・中学校、黎明中学校のほか、古川地域の小・中学校への配食を検討する。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

Cエリア

【現状】

古川地域の幼稚園3園、小学校6校、中学校2校と西大崎小学校（岩出山）が含まれている地域となっている。このエリア内の幼稚園では、隣接する小学校から配食される親子方式を採っており、小・中学校は自校方式のウェット型の給食室を備えている。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度（推計）	増 減	備 考
西大崎小学校	65	72	7	岩出山学校給食センターから（完全給食）
岩出山地域計	65	72	7	
東大崎幼稚園	15	H25年度から休園	△15	東大崎小学校から（親子方式）
ゆめのさと幼稚園	28	28	推計値無し	宮沢小学校から（親子方式）
長岡幼稚園	32	32	〃	長岡小学校から（親子方式）
古川第四小学校	787	769	△18	自校方式
西古川小学校	127	116	△11	自校方式
東大崎小学校	146	113	△33	自校方式
宮沢小学校	127	113	△14	自校方式
長岡小学校	207	179	△28	自校方式
清滝小学校	81	52	△29	自校方式
古川西中学校	213	167	△46	自校方式
古川北中学校	289	264	△25	自校方式
古川地域計	2,052	1,833	△219	
合計	2,117	1,905	△212	

【課題と具体の方策】

課 題	◇Cエリアの給食センター必要性の検討
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> 古川地域の川北地区を含むCエリアへの給食センター建設については、幼保一元化施設の検討や学校の施設再編等が大きく影響することから、総合的な視野に立って給食センターの必要性を再検討する。 今後の児童生徒数の推移を見た場合、新たな給食センターを建設するのではなく、例えば古川北中学校の給食室を改修してエリア内に配食するという、Aエリアの鳴子中学校と同様の方策も検討する。

Dエリア

【現状】

古川地域の幼稚園4園，小学校9校，中学校3校と田尻幼稚園，田尻小学校が含まれている。このうち，古川南中学校の給食室の維持，管理，運営は平成18年度から15年間はPFI⁷事業者が行うため，検討から除外する。幼稚園4園は全て隣接する小学校から配食される親子方式を採っている。

小学校は，古川第一小学校から古川第五小学校までの5校が含まれ，中学校でも古川中学校，古川東中学校などの大規模校がエリア内となっている。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度(推計)	増減	備考
ゆめのさと幼稚園	28	28	推計値無し	宮沢小学校から(親子方式)
富永幼稚園	26	26	〃	富永小学校から(親子方式)
敷玉幼稚園	36	36	〃	敷玉小学校から(親子方式)
長岡幼稚園	32	32	〃	長岡小学校から(親子方式)
古川第一小学校	639	638	△1	自校方式
古川第二小学校	847	831	△16	自校方式
古川第三小学校	695	755	60	自校方式
古川第四小学校	787	767	△20	自校方式
古川第五小学校	827	989	162	自校方式
宮沢小学校	127	113	△14	自校方式
長岡小学校	207	179	△28	自校方式
富永小学校	186	165	△21	自校方式
敷玉小学校	149	136	△13	自校方式
古川中学校	694	728	34	自校方式
古川東中学校	617	586	△31	自校方式
古川北中学校	289	264	△25	自校方式
古川地域計	6,186	6,273	87	
田尻幼稚園	54	54	推計値無し	田尻学校給食センターから
田尻小学校	225	148	△77	田尻学校給食センターから
田尻地域計	279	202	△77	
合計	6,465	6,475	10	

【課題と具体的方策】

課 題	◇Dエリアの給食センターの位置づけ
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設再編を考慮した計画とする必要がある。 ・大規模な給食センターではなく，コンパクトな施設を数箇所建設するという考えもあり，Cエリアも含めて検討する。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

課 題	◇配食先の検討
具体的方策	・児童生徒数が非常に多いことから、他エリアと重複する学校を中心に、他エリアの給食センターからの効率的な配食を計画し、給食センターの規模縮小に努める。

Eエリア

【現状】

田尻地域を中心とし、富永小学校、富永幼稚園をカバーできる範囲で示されている。核となる給食施設は田尻学校給食センター（調理能力1,500食）であり、ドライ方式により、平成15年から稼動している。現在は、田尻地域の幼稚園2園、すまいる園（4,5歳児のみ）、小学校3校、中学校1校に供給している。

また、富永小学校は自校に給食室があり、富永幼稚園に親子方式として供給している。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度(推計)	増 減	備 考
田尻幼稚園	54	54	推計値無し	田尻学校給食センターから
大貫幼稚園	45	45	〃	田尻学校給食センターから
すまいる園	75	75	短時間のみ	田尻学校給食センターから
田尻小学校	225	148	△77	田尻学校給食センターから
沼部小学校	326	240	△86	田尻学校給食センターから
大貫小学校	137	133	△4	田尻学校給食センターから
田尻中学校	359	303	△56	田尻学校給食センターから
田尻地域計	1,221	998	△223	
富永小学校	186	165	△21	自校方式
富永幼稚園	26	26	推計値無し	富永小学校から（親子方式）
富永地区計	212	191	△21	
合計	1,433	1,189	△244	

【課題と具体的方策】

課 題	◇配食先の検討
具体的方策	・田尻地域全幼稚園、小・中学校及び古川地域の幼稚園、小学校を対象とする。

課 題	◇古川地域へ配食先を拡大した場合の保護者理解
具体的方策	<p>・既存の給食センターについては、調理能力や配送時間を考慮し、可能な範囲においてエリアの拡大に努めることを基本とする。これに伴い田尻学校給食センターから古川地域の幼稚園、小学校へ配食することとなった場合は、小学校と中学校で配食元となる給食センターが異なることも考えられるので、保護者の理解を得る必要がある。</p> <p>※給食に関して配食元が異なるということについては、特に問題はない。</p>

Fエリア

【現状】

古川地域の南部、三本木地域、松山地域の一部までを区域として示されている。エリア内の学校は、幼稚園2園、小学校9校、中学校3校となり園児、児童生徒及び教職員を含め5,500人程となっている。

平成21年8月に、大崎南学校給食センター（調理能力1,500食）が三本木地域に開設し、平成24年3月現在の配食先は、三本木小学校・三本木中学校・志田小学校・にじの子幼稚園、高倉小学校、鹿島台第一幼稚園、松山幼稚園と震災の影響により給食棟が現在使用できない古川東中学校となっている。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度(推計)	増 減	備 考
にじの子幼稚園	29	44	H25年から東大崎含む	大崎南学校給食センターから
敷玉幼稚園	36	36	推計値無し	親子方式
古川第一小学校	639	638	△1	自校方式
古川第二小学校	847	831	△16	自校方式
古川第三小学校	695	755	60	自校方式
古川第五小学校	827	989	162	自校方式
志田小学校	81	61	△20	大崎南学校給食センターから
高倉小学校	70	75	5	大崎南学校給食センターから
敷玉小学校	149	136	△13	自校方式
古川中学校	694	728	34	自校方式
古川東中学校	617	586	△31	自校方式 *大崎南学校給食センター
古川地域計	4,684	4,879	180	
下伊場野小学校	34	27	△7	自校方式
松山地域計	34	27	△7	
三本木小学校	537	481	△56	大崎南学校給食センターから
三本木中学校	224	255	31	大崎南学校給食センターから
三本木地域計	761	736	△25	
合計	5,479	5,642	148	

【課題と具体の方策】

課 題	◇大崎南学校給食センターの配食先の早期決定
具体の方策	・ Fエリアの古川地域南部を中心に学校や保護者の理解を図り、配食先を早期に決定する。給食センターから配食を受ける場合には、学校側でも配膳室等の施設整備をすることとなり、新たな経費が必要となる。

課 題	◇配食先拡大の検討
具体の方策	・ 配食先は、古川地域の南部の幼稚園、小・中学校のほか、松山地域の小・中学校を対象として検討する。

Gエリア

【現 状】

松山地域、鹿島台地域の幼稚園3園、小学校3校、中学校2校がまとまっているエリアであるが、下伊場野小学校はこのエリアには入っていない。幼稚園では鹿島台第二幼稚園が親子方式による補食給食⁸を実施しているが、ほかの2園は弁当を持参している。小学校においては、松山小学校が平成19年1月に新校舎が落成しているが、給食施設は旧校舎のものを使用している。

鹿島台小学校は築25年でウェット方式、鹿島台第二小学校は築26年であるがドライ方式で運営している。松山中学校の給食室は築32年、鹿島台中学校の給食室は築31年が経過している。

また、鹿島台地域には平成22年4月に幼保一元化施設の鹿島台なかよし園が鹿島台保育所用地に開園され、鹿島台第三幼稚園が吸収される形となっている。

単位：人

	平成23年5月1日現在	平成29年度(推計)	増 減	備 考
松山幼稚園	86	86	推計値無し	H23年11月から大崎南学校給食センター
松山小学校	348	280	△68	自校方式
松山中学校	206	196	△10	自校方式
松山地域計	640	562	△78	
鹿島台第一幼稚園	58	68	10	H23年5月から大崎南学校給食センター
鹿島台第二幼稚園	10	H24年度から休園		鹿島台第二小から(親子方式)
鹿島台小学校	613	528	△85	自校方式(補食給食)
鹿島台第二小学校	89	76	△13	自校方式(補食給食)
鹿島台中学校	357	330	△27	自校方式(補食給食)
鹿島台地域計	1,127	1,002	△115	
合計	1,767	1,564	△193	

【課題と具体の方策】

課 題	◇Gエリアの給食センターの位置づけ
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ Gエリアは、松山地域と鹿島台地域を対象として配食する2,000食程度の調理能力を持つ給食センターのエリアとして位置づける。 ・ 二つの地域を対象とする給食センターと位置づけていることから、仮に給食センター化には理解を得られたとしても、どちらの地域に建設するかといった課題が残る。このエリアに限った問題ではないが、児童生徒の保護者及び地域住民に対しては、構想段階から十分な説明を行い、納得を得られるような施策の展開が必要となる。

課 題	◇配食先の検討
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食先は松山地域幼稚園、小・中学校及び鹿島台第一幼稚園、小・中学校とする。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・ 学校給食を生きた教材として活用するため、栄養士による食育の指導を行い、食に関する正しい知識と食を選択する力、食にかかわる感謝の心を育成する。
- ・ 安全で安心な地場産食材の利用拡大と地産地消の推進に向けて、大崎市の特別栽培米と大崎市産の食材による市内統一地場産給食の日を実施する。
- ・ 学校給食センターの運営実態を理解してもらうため、保護者や地域住民を対象とした施設見学会、給食試食会を実施する。
- ・ 大崎南学校給食センターの調理能力に応じ、配送先を拡大する。

後期計画

- ・ 幼稚園から中学校までの完全給食の実施に向けて、松山地域と鹿島台地域の学校給食センター整備計画を検討する。
- ・ 鳴子中学校給食室に学校給食センター機能を持たせるため、給食室改修工事を検討する。
- ・ 既存の学校給食センターの配送エリア再編を行い、古川地域の学校給食センター化を検討する。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・食育基本法・学校給食法, 同施行令・施行規則・学校保健安全法, 同施行令・施行規則・学校給食衛生管理の基準, 学校環境衛生基準・学校給食基本構想・基本計画 (大崎市教育委員会)
-----------	---

- 1 給食センター方式: 集中調理施設を設け, 複数の学校給食を一括して調理し, 各学校に配送するシステムで, 大崎市には岩出山学校給食センター, 田尻学校給食センター, 大崎南学校給食センターの3か所がある。
- 2 民間手法の活用: 市が実施している事務事業のうち, 民間と競合しているもの, 民間の代替が可能なもので, より一層効率性が期待できるものについて, 民間の力を借りるもの。
- 3 ドライ方式: 給食室の床を乾いた状態で使用し, 床からの跳ね水などによる二次汚染を防止することができる給食施設をいう。
- 4 親子方式: 調理能力に余力のある自校方式の給食施設から, 隣接の学校へ給食を配送する方式。
- 5 ウエット方式: 床が常に濡れた状態で調理する給食施設をいう。
- 6 ミルク給食: 給食内容がミルクのみの給食をいう。
- 7 PFI: Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ): 公共施設等の建設, 維持管理, 運営等を民間の資金, 経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- 8 補食給食: ミルク及びおかず等の給食 (パン又は米飯の主食がない給食)

大崎市の将来的な学校給食施設の配置イメージ

- ### 小学校
- 1 古川第一小学校
 - 2 古川第二小学校
 - 3 古川第三小学校
 - 4 古川第四小学校
 - 5 古川第五小学校
 - 6 志田小学校
 - 7 西古川小学校
 - 8 東大崎小学校
 - 9 宮沢小学校
 - 10 長岡小学校
 - 11 富永小学校
 - 12 敷玉小学校
 - 13 高倉小学校
 - 14 清滝小学校
 - 15 松山小学校
 - 16 下伊場野小学校
 - 17 三本木小学校
 - 18 鹿島台小学校
 - 19 鹿島台第二小学校
 - 20 岩出山小学校
 - 21 岩小川北分校
 - 22 上野目小学校
 - 23 池月小学校
 - 24 真山小学校
 - 25 西大崎小学校
 - 26 鳴子小学校
 - 27 中山小学校
 - 28 川渡小学校
 - 29 鬼首小学校
 - 30 田尻小学校
 - 31 沼部小学校
 - 32 大貫小学校

- ### 中学校
- 33 古川中学校
 - 34 古川東中学校
 - 35 古川西中学校
 - 36 古川北中学校
 - 37 古川南中学校
 - 38 松山中学校
 - 39 三本木中学校
 - 40 鹿島台中学校
 - 41 岩出山中学校
 - 42 鳴子中学校
 - 43 田尻中学校

- ### 幼稚園
- 44 にじの子幼稚園
 - 45 東大崎幼稚園
 - 46 ゆめのさと幼稚園
 - 47 富永幼稚園
 - 48 敷玉幼稚園
 - 49 長岡幼稚園
 - 50 松山幼稚園
 - 51 ひまわり園
 - 52 鹿島台第一幼稚園
 - 53 鹿島台第二幼稚園
 - 54 鹿島台第三幼稚園
 - 55 川渡幼稚園
 - 56 鳴子幼稚園
 - 57 田尻幼稚園
 - 58 大貫幼稚園
 - 59 すまいる園

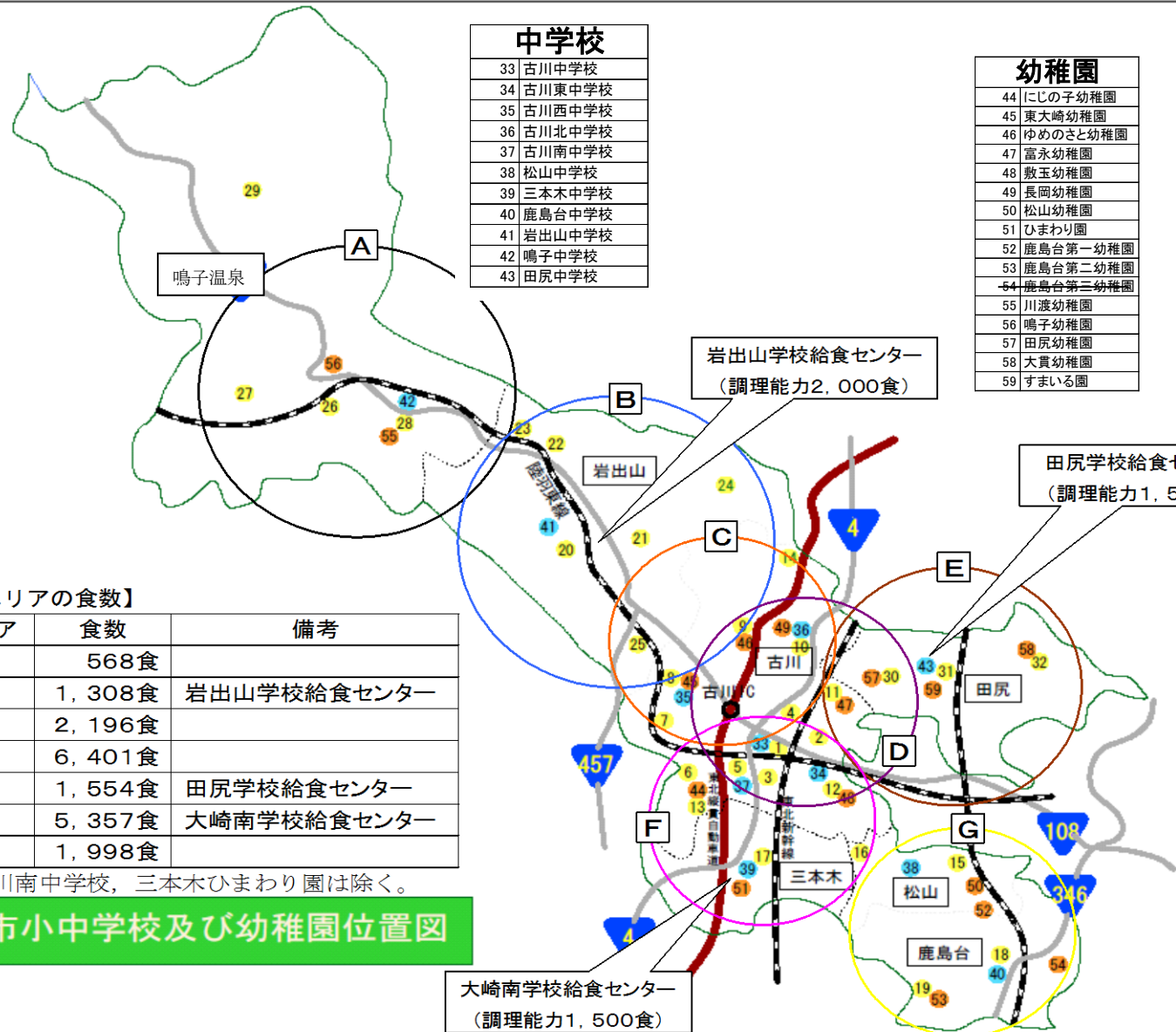
【各エリアの食数】

エリア	食数	備考
A	568食	
B	1,308食	岩出山学校給食センター
C	2,196食	
D	6,401食	
E	1,554食	田尻学校給食センター
F	5,357食	大崎南学校給食センター
G	1,998食	

※古川南中学校，三本木ひまわり園は除く。



大崎市小中学校及び幼稚園位置図



大崎南学校給食センター
(調理能力1,500食)

岩出山学校給食センター
(調理能力2,000食)

田尻学校給食センター
(調理能力1,500食)

※学校給食基本構想・基本計画から転載



第8項

教育施設設備の計画的整備

第8項 教育施設設備の計画的整備

将来像

- 安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように、計画的な施設整備が行われている。
- 緑に囲まれた環境で、子どもたちが生き活きと学習している。

① 教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施

【現状】

教育施設の整備については、環境改善を最優先とし、計画的な整備を行ってきたが、平成23年3月11日発生の東日本大震災により、古川第一小学校の木造校舎や古川東中学校の校舎及び体育館が全壊規模の被害を受け、現在、災害復旧により建て替えに着手し、古川第一小学校は平成24年度に、古川東中学校は平成25年度の完成を目指している現状である。

そのほかにも、22の小学校、6つの中学校の校舎及び体育館、プール等々に様々な被害が発生しており、災害復旧工事に取り組んでいるところである。

災害によらない計画的な施設の耐震補強工事の現状は下記のとおりである。

- ・24年3月現在で整備中の学校
古川第三小学校（校舎），鹿島台小学校（体育館），西大崎小学校（校舎）
池月小学校（校舎），真山小学校（校舎・体育館），古川北中学校（体育館）
- ・平成24年度での整備予定の学校
敷玉小学校（体育館）

以上により、計画対象であった学校については、平成24年度までに耐震補強¹・大規模改造²、危険改築³などの工事により全て整備は完了となる見込みである。

【課題と具体の方策】

課 題	◇市立小・中学校の耐震補強工事と統廃合計画を見据えた大規模改造工事の実施 耐震補強工事は、平成24年度までに市立小・中学校全てが終了する予定だが、大規模改造工事等については、前期・後期の統廃合計画を見据えた上で行う必要がある。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校の耐震補強工事を、平成24年度までに終了させる。 ・検討項目3の前期・後期の統廃合計画を踏まえて大規模改造工事を実施する。

課 題	◇児童生徒数の推計に基づく増改築工事の実施 児童生徒数の増加により教室数が不足している古川第四小学校や古川第五小学校については、現在、増改築工事を行って対応しているが、大規模校などについては、今後も、児童生徒数の推計により教室数の不足を把握していく必要がある。
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的要因を加味した増減率による児童生徒数の推計を、毎年5月1日を基準として行い、大規模校における向こう6年間の児童生徒数の推移を把握する。 ・教室数の不足が予測される場合は、増改築工事に対応するか、通学区域の変更で対応するかについて、学級数や他校との均衡も考慮しながら検討する。

② 長期的な施設整備計画の策定と計画的実施

【現 状】

大規模改造工事、危険改築工事等は、全体の施設整備計画のもとに年次別計画を立てて実施しており、施設設備の修繕等についても、修繕度合により随時対応している。

また、学校は災害時において、地域の防災拠点としての役割も重要視されており、安全性の確保と併せて、災害用備品の完備や備蓄体制も検討している。

【課題と具体の方策】

課 題	◇年次別施設整備計画の策定 施設整備は予算規模が大きいことから、年次計画で予算計上を行う必要がある。
具体の方策	・年次別の施設整備計画を策定し、それに基づいて予算計上を行う。

課 題	◇統廃合計画を見据えた施設整備計画策定 前期・後期の統廃合計画を見据えた施設整備計画の策定が必要である。
具体の方策	・ 検討項目3の前期・後期の統廃合計画を踏まえて施設整備計画を策定する。

課 題	◇児童生徒数の将来推計による教室数不足対応 児童生徒数の将来推計による教室数の不足を把握した整備計画の策定が必要である。
具体の方策	・ 児童生徒数の推計に基づく増改築工事の実施と同様の方策とする。

課 題	◇施設の老朽化や危険度対応 施設の老朽化や危険度に基づく整備計画の策定が必要である。
具体の方策	・ 施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所や異状の有無について把握し、緊急対応が必要な場合は即時の改修に努め、それ以外は老朽化や危険度の判定結果に基づき、年次計画で整備を行っていく。

課 題	◇屋外教育環境施設整備における緑化推進
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎周辺の緑化推進にむけて、樹木の種類等を見定めて植栽を行い、緑に囲まれた学校づくりを目指していく。 ・ 芝生整備は、砂塵の減少、緑の増大、ヒートアイランド現象の緩和、地域との関わりを深め、教育に好環境をもたらす反面、工事から維持・管理まで地域と一体となった継続的かつ主体的な取り組みが必要なことと、面積要件も考慮すべきことから、総合的な検討が必要である。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・市立小・中学校の耐震補強工事を完了する。
- ・児童数の推移及び統廃合を見据えた施設整備計画に着手する。
- ・市立小・中学校の緑化推進計画策定に着手する。

後期計画

- ・市立小・中学校の施設整備計画で検討している事業を推進する。
- ・地域住民，行政，関係機関により，統廃合後の校舎や校庭などの利活用について協議する。

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法，同施行令 ・地震防災対策特別措置法，同施行令 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律，同施行令
-----------	--

- 1 耐震補強：建物の耐震強度や耐震安全性の基準となる数値（I s 値）が0.7未満の学校において，基準値に到達するために行う補強工事。
- 2 大規模改造：経年により，通常発生する学校建物の損耗，機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装等の工事。
- 3 危険改築：構造上危険な状態にある学校建物を改築する工事。

第 8 項 教育施設設備の計画的整備



第9項

園児及び児童生徒の危機管理体制構築

第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

将来像

- 子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。
- 子どもたちを危険から回避するために、教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。

① 園舎、校舎等の安全確保対策

【現状】

幼稚園や小・中学校では、園内・校内の施設・設備及び遊具等について、定期的に点検を行い事故の未然防止に努めており、点検に当たっては、点検簿を作成して、点検箇所、点検項目等の実施内容や結果の処置について管理している。

日常的には、下記のように、校舎内外の危険箇所、異状の有無についてその把握に努めているとともに、その対処に当たっている。

- ・施設管理者及び管理担当教職員が施設・設備使用前後に安全確認を行っている。また、担任及び指導者は、子どもたちが安全に使用することにも目を向け、事故のない教育活動となるよう指導に当たっている。
- ・教職員が日直として1日に数回校舎内外の巡回に当たり、異状の有無についての確認を行っている。

また、軽微な修繕等の対応については教職員や校内修繕費で、校内での対応が難しいものについては教育委員会を通して行い、安全な教育環境の保持に努めている。

なお、放射能汚染の対応として、学校や幼稚園（保育所）において定期的に放射能測定を実施し、測定結果を公表している。

【課題と具体的方策】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設・設備の老朽化への早急な対応（改修，修繕，撤去） ◇耐震工事の早急な着工や地震対策用設備の充実 ◇業者による安全点検の必要性
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、年次別整備計画の策定で対応する。 ・校舎，体育館等の耐震補強工事は，平成24年度までに全小・中学校終了する。 ・園舎，校舎，体育館等の危険度判定を定期的実施する。 ・遊具等の安全点検は，専門業者への依頼も含め定期的実施する。

課 題	◇放射能汚染対策 福島第一原子力発電所事故による校地等の放射能汚染への不安が広がっている。
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・校地等の安全確保として、校庭等の放射能線量を定期的に測定し測定結果を公表していく。 ・放射能汚染対策については、『大崎市放射能対策指針』に基づき、市全体で対応する。

② 園内、校内における教職員の危機管理対策

【現状】

教職員は常に安全な教育環境で学習ができるように、施設・設備、使用教材等の安全を確認するとともに、子どもたちの安全な活動や教材使用となるように指導や、外部講師による不審者侵入時の対応や救急処置（心肺蘇生法）等の実技研修を行っている。

- ・防犯用器具やAED¹の配備と使用講習会を実施している。
- ・防犯研修会等への教職員の参加と、校内での他職員への伝達を図っている。

各学校では文部科学省からの通知、指針等に基づき、子どもたちの安全確保のために、学校・地域の実態に応じたより具体的で実効性の高い緊急時の対応マニュアルを作成し、自然災害時、火災発生時、不審者侵入時の対応、さらには学習活動時の対応等、想定される緊急時について具体的な対応ができるような体制づくりを行なっている。

なお、東日本大震災を教訓に、全教職員が、校内マニュアルを確認し共通理解を図るとともに、安全教育活動の実施・評価・反省をもとに常にマニュアルの改善を図っている。

また、緊急事態発生の状況に合わせて臨機応変の対応ができるように、校内での緊急時対応訓練や関係機関と連携した訓練を実施するとともに、機会をとらえながら常に子どもたちの安全確保について教職員の危機管理意識の高揚を図っている。

【課題と具体的方策】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ◇教職員の危機管理意識高揚 ◇危機管理対策設備の充実 ◇緊急時における人員不足の対応 ◇マニュアルを基にした緊急時の具体的な対応
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・園内、校内での子どもたちの安全な学習活動に努め、教材使用も安全配慮を怠らない。 ・園内、校内における子どもたちに対しての安全指導徹底を図る。

- ・緊急時に臨機応変に対応できるように各種訓練を充実させる。
- ・各種災害や不審者侵入時等の緊急時対応マニュアルに基づいた訓練を定期的実施する。
- ・想定される具体の緊急時対応マニュアルについて、教職員同士で共通理解を図るとともに、訓練結果を相互に評価し、反省を踏まえてマニュアルの改善を図っていく。
- ・教職員自体が危機に直面した場合の対応マニュアルも策定する。
- ・防犯用器具やさすまの配備と、使用講習会や模擬訓練を実施する。
- ・AEDの配備に伴う使用講習会や、救急救命講習を実施する。
- ・園内、校内行事等にあわせ、AEDの設置場所も考慮する。
- ・設備備品の整備計画を策定し、充実を図る（インターホン、防犯カメラ等）。
- ・通学路安全マップ²による学校と保護者、地域住民との相互確認と街頭指導の徹底を図る。
- ・通学経路や地域の実情に応じて、地域ボランティア等との集団登下校を推進する。
- ・学校と家庭との緊急連絡網と連絡体制の整備を図る。
- ・通常の下校時間や、学校行事における下校時間の変更について、学級だより等での周知を図る。
- ・緊急時に、園児・児童生徒を保護者へ確実な引渡しができるよう、各学校・地域の実態に応じたマニュアル作成や訓練実施の徹底を図る。

③ 園外、校外における危機管理対策

【現状】

園外、校外における危機管理対策については、以下のことを行っている。

- ・定期的に教職員、地区役員による通学路の点検を行い、安全な通学路の確保に努めている。危険箇所については、子どもたちに常に注意を呼びかけたり定期街頭指導のポイント箇所に指定して現場で直接指導したりしている。
- ・定期的に教職員、地区役員、交通指導隊による登下校指導を行い、道路横断や自転車の乗り方、歩き方等について、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図っている。
- ・自然災害時や不審者等の情報による登下校時の安全確保対策として、教職員の街頭指導や引率指導を行っている。状況によっては、PTAや地区役員による登下校指導の協力を得ることもある。
- ・通学路安全マップを作成して、教職員での確認及び登下校指導や、家庭へ配布し安全確保の協力依頼を行っている。
- ・ボランティア団体による見守り協力を得ている。

- ・スクールバス利用の遠距離通学児童生徒に対しては、スクールバスの安全運行に努めるとともに、運転手及び業者への指導も常時行い、安全確保に努めている。
- ・集団登下校により、1人での登下校とならないようにしている。
- ・幼稚園では、スクールバスあるいは保護者の送迎による登降園となっている。
- ・スクールガード・リーダーが定期的に通学路の巡回や危険箇所の点検、登下校指導を行い、気付いたことについて学校へ助言している。
- ・学習の場が普段と違う校外等での活動については、実地踏査を行った上で計画案を作成し、内容等について検討・確認の上で実施している。子どもたちへの事前の安全指導を徹底し、実施の際は、引率者数を増やしたり、安全指導ボランティアとして保護者の協力を得たりする等事故の未然防止に努めるとともに、緊急連絡方法の確保や緊急時対応車両の配置など安全面では特に配慮して指導に当たっている。
- ・犯罪抑止をねらいとして、PTAや地区役員に巡回中等と明記した乗用車用ステッカーや腕章を配布し、登下校時間帯に合わせた巡回を依頼している。
- ・地域のボランティアが、登下校時間帯に合わせて家の外に出て、子どもたちの登下校を見守るなどの活動を行っている。
- ・学校側から不審者情報等を発信し、保護者への注意喚起を促すとともに、子どもたちの安全確保について協力を依頼している。
- ・「連絡の家」「子ども110番の家」等の設置協力と、子どもたちや保護者への周知を行っている。

【課題と具体的方策】

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇一人ひとりの登下校を見守る体制づくり ◇緊急時連絡網・連絡体制の整備 ◇保護者への安全な引渡し体制の確立 ◇情報交換機会の充実 ◇指定避難場所として機能するための備蓄品の充実
<p>具体的方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園外、校外における子どもたちに対しての安全指導徹底を図る。 ・園外、校外活動時の実地踏査と計画案作成、内容を検討したうえでの実施を徹底する。 ・警察、防犯実動隊、地域学校指導員、青少年指導員等との連携や情報共有を通して、巡回指導の徹底を図る。 ・地域住民や地区PTA単位の情報提供を図るとともに、住民の地域ボランティア活動を推進し、地域全体で子どもたちを守っていく方向性を位置づけていく。 ・関係機関、地域住民、ボランティアの連携による「見守り隊」の結成を推進する。 ・緊急時に、子どもたちが駆け込める緊急避難の家を、通学路や地域内に数箇所設定する。 ・市内の自主防災組織と連携を図りながら、子どもたちを災害から守る体制を整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス安全運行マニュアルの作成と安全運転業務遂行を徹底させ、遠距離通学となる児童生徒に対して、登下校の安全確保を図る。 ・スクールバス乗車中の安全教育を行う。 ・PTAや地域でのAED使用講習会や、救急救命講習を実施する。 ・スポーツ少年団活動や各種塾通い等における危険を回避するため、指導者や保護者間、家庭での安全対策を図るとともに、子どもにも安全に対する心構えを持たせていく。 ・学校、家庭、地区PTA、地域自治組織、関係機関との情報共有に努めるとともに、連絡網の体系化を図っていく。 ・指定避難場所となっている箇所の備蓄品については、防災担当課や総合支所との協議を進め、その役割を担える状況づくりに努めていく。 ・指定避難場所となっている学校等に対して、教職員の支援体制づくりを整備する。
--	---

課 題	<p>◇大災害時における危機管理体制</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、あらゆることを想定した、子どもたちの安全確保への体制づくりを構築する必要がある。</p>
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、学校、家庭、地域でそれぞれの自助努力も含めた役割分担を明確にし、あらゆる事柄において備えをしておく。 ・学校における災害時の万全な備えと体制づくりを市全体で構築していく。

【 推進手法 】 <事業計画>

<p>前期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設・設備等の危険度判定や安全点検を定期的実施する。 ・園内外、校内外における安全指導や安全教育を行い、手引きやしおりを作成する。 ・火災や地震の避難訓練、不審者侵入時対応訓練を定期的実施し、結果報告書に基づいて、実践に即したマニュアルを作成する。 ・各種機器の使用講習会や救急救命講習を、幼稚園、小・中学校単位で開催する。
<p>後期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が学校支援を行うための体制をサポートする学校支援地域本部を推進母体とし、関係機関と連携を図りながら、安全・安心な教育環境づくりに向けた施策を展開する。

<p>関係法令及び基準等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・ 学校保健法, 同施行規則 ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 ・ 幼稚園設置基準 ・ 小学校設置基準 ・ 中学校設置基準
------------------	---

- 1 AED : 自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)
- 2 安全マップ : 学校ごとに通学路周辺の注意・危険箇所等を明記した地図。

第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築



第10項

地域との連携強化

第10項 地域との連携強化

将来像

○学校と地域社会が連携し、子どもたちが地域に支えられ学び育っている。

① 学校支援の仕組みづくり

【現状】

子どもたちは、地域に支えられ学び育っている現状にある。主な学校支援活動は以下のとおりである。

- ・地域との合同開催や、地域住民を招待することによる交流が行われている。
収穫祭、資源回収、運動会、地域清掃、環境美化、健康まつり、給食試食会、作品展、各種研修会や講演会、学校自由参観等
- ・学校現場における地域の人材が活用されている。
神楽や太鼓等の指導、スキー教室指導、部活動指導、地域特産米栽培指導、ゲストティーチャーの招へい等。
- ・地域への情報発信や各種行事参加が行われている。
敬老会や地区祭への参加、老人ホーム訪問、職場体験、学校だより等の地区配布
- ・安全対策の連携が図られている
災害時や緊急時における保護者の携帯電話やパソコンメールへの一斉送信システムの導入、登下校時の見守り等
- ・情報が共有されている
地区懇談会の実施等

また、学校は、これまでは「地域に支えられる学校」という認識であったが、学校が災害時の避難場所との位置づけもあることから同時に「地域を支える学校」との認識も加わっている現状である。

【課題と具体の方策】

課 題	◇地域自治組織をはじめとする活動団体が学校を支援していくための体制づくり
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校時や地域内での安全を確保するために、安全マップや災害時緊急マニュアルの作成、各種安全講習会の開催、「見守り隊」の結成などを推進する。 ・学校や通学路の環境美化運動の取り組みとして、一斉清掃や植栽活動等を行っていく。 ・運動会や環境美化作業等の学校行事について連携を図り、具体の事業を推進する。

課 題	◇地域の人々の知識や技術を教育活動に適切に活かすことのできる環境づくり
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活躍している人や各種技術をもつ人、行事に協力できる人たちを登録する人材バンクを、地域の協力を得て学校が主体となって設け、学校教育（授業・部活動等）での活用を図る。

課 題	◇社会教育施設や専門的職員との協力による学社連携事業等の推進
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や公民館図書室との連携による読書活動拡大や各種事業の推進を図る。 ・生涯学習事業（芸術文化事業や体育事業）との連携等により、学校教育への活用を図る。

課 題	◇地域の歴史、文化、自然環境や産業等の教材化や、地域学習の必要性
具体の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本や地域を紹介する教材を活用することにより、市内各地域の歴史、文化、自然環境、産業等を学習する。 ・職場体験実習の取り組みを進める。 ・地域の伝統行事や伝承文化を教育活動に取り入れ、特色ある学校づくりを図る。 ・生活科や総合的な学習の中で、地域の幼稚園・保育所、高齢者世帯や養護施設等の訪問、地域の公園の清掃や空き缶拾いといった体験的ボランティア活動の推進を図る。

課 題	◇地域に開かれた学校づくり
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館や特別教室，体育館など，学校施設の地域開放促進を図る。 ・学校施設，教室の転用を積極的に進め，学童保育，放課後児童クラブ，放課後子ども教室等としての活用を図る。 ・「コミュニティカレッジ」などの学校開放講座を充実し，学校の人材や教育機能の地域還元を図るとともに，地域住民のボランティア意識の向上を図る施策も展開する。 ・学校便りや校内新聞を，地域配布やウェブサイトに掲載することにより，学校行事や校内情報の地域周知を図る。 ・身近な生活拠点（スーパーマーケット，郵便局，JR構内など）を活用し，学校の活動情報を提供するための掲示板やコーナーの設置を図る。 ・学校の教育内容や教育方針を地域住民に理解してもらうため，インターネットやケーブルテレビなどのメディア活用を図る。

課 題	◇学校評議員制度 ¹ の活用
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外の有識者などの意見を聞くための学校評議員制度を活用しながら，市立全小・中学校のより良い学校運営を図っていく。

課 題	<p>◇災害時の避難所としての学校の役割</p> <p>学校施設は，災害時における避難所としての役割を果たすため「地域を支える学校」としての認識で，地域との相互関係を構築する必要がある。</p>
具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・常日頃から，学校の状況を地域の方々に共有していただけるように，地域広報などにより情報を発信していく。 ・県教育委員会で，今後学校へ配置されることになった「防災担当教員」の役割を明確にしていく。 ・学校行事に具体の災害を想定した合宿を企画するなどして，地域の方々と一緒に実践を踏まえた災害訓練学習を行う。

【 推進手法 】 <事業計画>

前期計画

- ・学校支援地域本部を市内全地域に広めるため、地域との推進組織を設置する。
- ・人材バンク登録要綱を定めて、市内小・中学校単位で人材バンク登録を実施し、市全体の名簿を作成する。
- ・市立全小・中学校で学校評議員制度を活用し、地域社会に開かれた学校づくりを一層進めていく。
- ・市立小・中学校の情報提供拡大を図るため、ウェブサイト作成講習会を実施する。

後期計画

- ・図書館事業や生涯学習事業において、学校教育との事業連携拡大を検討する。

—参考—

○学習支援

- ・学習アシスタントタイプ・・・教師の指導補助をするもの
校外学習の引率補助、家庭科の実習補助、放課後の補充学習の補助、本の読み聞かせ、マット運動や跳び箱などの指導補助、ドリル学習採点補助、小学校低学年の給食運搬・配膳補助、休み時間などの子どもの遊び相手、朝のあいさつ指導など
- ・ゲストティーチャータイプ・・・直接学習指導をするもの
ものづくり指導、伝統芸能演示、部活動指導、地域の歴史学習の指導、理科の自然学習などの指導、英会話指導、茶道、華道、書道、着付けなどの指導、農作物や植物栽培などの指導、パソコン指導、昔遊びの指導など

○環境支援

- ・環境サポータータイプ・・・安全で快適な学習環境を整備するもの
通学安全指導（校外パトロール）、図書館管理、図書整理、花壇清掃、草取り、窓拭き、教材教具の修理など
- ・施設メンテナータイプ・・・学校施設の維持管理をするもの
校舎の補修、飼育小屋作り、壁紙の張り替え、パソコンの管理、ウェブサイトの作成・更新、植木の剪定など

1 学校評議員制度：地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため、学校長が保護者や地域の方々の意見を広く聞くための制度。



資料編

2 市民参画及び検討組織

(1) 大崎市学校教育環境部内検討委員会の設置及び開催

◇設置期間 平成20年3月25日～平成20年7月17日

◇委員構成 教育長他，教育委員会の課長職以上の職員 15名

◇会議開催

会議	開催日	協議事項
第1回	平成20年3月25日	全体スケジュールについて 大崎市立学校児童生徒数の推移について 他
第2回	平成20年5月13日	外部検討委員会の設置について 全体スケジュールについて
第3回	平成20年7月17日	大崎市学校教育環境の整備について

(2) 大崎市学校教育環境検討委員会の設置及び開催

◇設置期間 平成20年11月27日～平成23年1月27日

◇会議開催

会議	開催日	協議事項
第1回	平成20年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の進め方について ・指針の構成と検討項目について ・全体スケジュールについて ・市立幼稚園園児数及び児童生徒数の現状について
第2回	平成21年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎市立小中学校児童生徒数の推計について ・検討項目の現状と課題について 検討項目 4：教育現場への人的支援体制の充実 6：幼・小・中連携 10：地域との連携強化
第3回	平成21年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の現状と課題について 検討項目 1：幼児教育の方向性と民間活用の拡大 7：学校給食の安全確保と食育の推進 8：教育施設設備の計画的整備 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築

会議	開催日	協議等事項
第4回	平成21年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目の現状と課題について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進 5：適正なスクールバスの運行
第5回	平成21年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化
第6回	平成21年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 4：教育現場への人的支援体制の充実 6：幼・小・中連携
第7回	平成21年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 7：学校給食の安全確保と食育の推進 8：教育施設設備の計画的整備
第8回	平成22年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼児教育の方向性と民間活用の拡大 5：適正なスクールバスの運用
第9回	平成22年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進
第10回	平成22年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告素案について
第11回	平成22年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施について 保護者懇談会の実施について
第12回	平成22年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告 平成22年度大崎市学校教育環境整備指針基本原案策定スケジュールについて 大崎市学校教育環境整備指針基本原案最終報告書の検討構成(案)について 大崎市学校教育環境に関するアンケート調査(案)について

会議	開催日	協議等事項
第13回	平成22年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告 • 大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査の結果報告
第14回	平成22年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 7：学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進 8：教育施設整備の計画的整備 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化
第15回	平成22年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼児教育の方向性と民間活用の拡大 4：教育現場への人的支援体制の充実 5：適正なスクールバスの運用 6：幼・小・中連携
第16回	平成22年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進
第17回	平成22年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進 ：推進手法の再検討 ：最終報告書の構成
第18回	平成23年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について

◇大崎市学校教育環境検討委員会委員名簿（21名）

（敬称略）

番号	氏名	推薦団体	備考
1	相澤 信	古川まちづくり協議会	
2	小野寺 昌之	古川まちづくり協議会	
3	上妻 るり子	古川まちづくり協議会	
4	只野 四郎	古川まちづくり協議会	
5	尾形 栄喜	松山まちづくり協議会	○委員長
6	高橋 とし子	三本木まちづくり協議会	
7	荒 清弘	鹿島台まちづくり協議会	
8	安倍 優	岩出山まちづくり協議会	
9	大沼 秀顯	鳴子まちづくり協議会	
10	佐々木 貞裕	田尻まちづくり協議会	
11	佐藤 利明	PTA連絡協議会古川ブロック	
12	佐々木 優	PTA連絡協議会古川東ブロック	○副委員長
13	遠藤 勝行	PTA連絡協議会古川西ブロック	
14	工藤 隆司	PTA連絡協議会古川北ブロック	
15	長岡 知宏	PTA連絡協議会古川南ブロック	
16	米田 恵美子	PTA連絡協議会田尻ブロック	
17	菱沼 栄子	PTA連絡協議会岩出山ブロック	H21.3月まで
17	瀬戸 健哉	PTA連絡協議会岩出山ブロック	H21.4月から
18	渡部 正勝	PTA連絡協議会鳴子ブロック	
19	鈴木 健司	PTA連絡協議会三本木ブロック	
20	伊藤 明美	PTA連絡協議会鹿島台ブロック	
21	足立 光弘	PTA連絡協議会松山ブロック	

(3) 大崎市学校教育環境検討庁内調整会議の設置及び開催

◇設置期間 平成20年10月31日～平成23年1月6日

◇委員構成 関係課長職の職員 10名

教育委員会参事・学校教育課長・生涯学習課長・教育委員会古川支局長
 政策課長・行政改革推進課長・まちづくり推進課長・財政課長・子育て支援
 課長・学校給食センター推進室長

◇会議開催

会議	開催日	協議事項
第1回	平成20年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・調整会議の進め方と検討委員会について ・指針の構成と検討項目について ・スケジュール案について ・各種団体との懇談会及びアンケートの実施について
第2回	平成20年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境検討項目別スケジュールと進め方について ・第1回大崎市学校教育環境検討委員会の協議事項等について ・検討事項4の現状について ・「教育現場への人的支援体制の充実」の細項目①～⑦の説明と現状 ・市立幼稚園児数及び小中学校児童生徒数の現状について
第3回	平成21年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の現状と課題について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 5：適正なスクールバスの運行 6：幼・小・中連携 ・児童・生徒数の推計について
第4回	平成21年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の現状と課題について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進 10：地域との連携強化
第5回	平成21年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の現状と課題について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 7：学校給食の安全確保と食育の推進 8：教育施設設備の計画的整備 9：園児及び児童生徒の危機管理体制の構築

会議	開催日	協議等事項
第6回	平成21年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化 • 第3回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第7回	平成21年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 4：教育現場への人的支援体制の充実 6：幼・小・中連携 • 第4回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第8回	平成21年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 7：学校給食の安全確保と食育の推進 8：教育施設設備の計画的整備 • 第5回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第9回	平成21年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大 5：適正なスクールバスの運用
第10回	平成21年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進 • 第6回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第11回	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 5：適正なスクールバスの運用 • 第7回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第12回	平成21年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的方策の検討 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

会議	開催日	協議等事項
第13回	平成22年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 中間報告書素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 4：教育現場への人的支援体制の充実 6：幼・小・中連携 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化 • 第8回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第14回	平成22年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> • 中間報告書素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大 5：適正なスクールバスの運用 7：学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進 8：教育施設整備の計画的整備 • 第9回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について
第15回	平成22年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> • 中間報告書素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進
第16回	平成22年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> • 中間報告書素案について
第17回	平成22年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート調査の実施について • 保護者懇談会の実施について • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化
第18回	平成22年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告 • 平成22年度大崎市学校教育環境整備指針基本原案策定スケジュールについて • 大崎市学校教育環境整備指針基本原案最終報告書の検討構成（案）について • 大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査（案）について

会議	開催日	協議等事項
第19回	平成22年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告 • 大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査の結果報告
第20回	平成22年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 7：学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進 8：教育施設整備の計画的整備 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築 10：地域との連携強化
第21回	平成22年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大 4：教育現場への人的支援体制の充実 5：適正なスクールバスの運行 6：幼・小・中連携
第22回	平成22年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進
第23回	平成22年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について 検討項目 <ul style="list-style-type: none"> 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進 ：推進手法の再検討 ：最終報告書の構成
第24回	平成23年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書の素案について

(4) 住民説明懇談会の開催

○大崎市学校教育環境整備事業概要説明・懇談会（中間報告書の概要説明）

◇開催期間 平成22年7月8日～平成22年9月16日 小学校区31会場

No.	対象小学校区	日程（曜）	時 間	会 場	参加人数
1	田尻小学校区	7/8（木）	19:00～20:00	田尻小学校体育館	15
2	沼部小学校区	7/9（金）	19:00～19:55	沼部小学校音楽室	18
3	大貫小学校区	7/12（月）	19:00～20:20	大貫小学校わかばルーム	17
4	鹿島台小学校区	7/13（火）	19:00～20:25	鹿島台小学校体育館	13
5	鹿島台第二小学校区	7/14（水）	19:00～20:30	鹿島台第二小学校体育館	30
6	松山小学校区	7/16（金）	19:00～20:25	松山小学校内大ホール	36
7	下伊場野小学校区	7/26（月）	19:00～20:25	下伊場野小学校ミーティングルーム	37
8	三本木小学校区	7/27（火）	19:00～20:25	三本木小学校ディンナール	24
9	古川第一小学校区	8/5（木）	19:00～20:15	古川第一小学校体育館	15
10	古川第二小学校区	8/6（金）	19:00～20:20	古川第二小学校体育館	7
11	古川第三小学校区	8/9（月）	19:00～20:10	古川第三小学校体育館	7
12	古川第四小学校区	8/10（火）	19:00～20:15	古川第四小学校体育館	5
13	古川第五小学校区	8/11（水）	19:00～19:50	古川第五小学校太陽の広場	11
14	志田小学校区	8/12（木）	19:00～20:15	志田小学校体育館	8
15	西古川小学校区	8/17（火）	19:00～19:55	西古川小学校体育館	8
16	東大崎小学校区	8/18（水）	19:00～20:20	東大崎小学校ミーティングルーム	4
17	宮沢小学校区	8/19（木）	19:00～20:00	宮沢小学校体育館	27
18	長岡小学校区	8/23（月）	19:00～20:25	長岡小学校体育館	11
19	富永小学校区	8/24（火）	19:00～20:00	富永小学校体育館	16
20	敷玉小学校区	8/27（金）	19:00～20:05	敷玉小学校体育館	6
21	高倉小学校区	8/30（月）	19:00～20:00	高倉小学校体育館	38
22	清滝小学校区	8/31（火）	19:00～20:15	清滝小学校体育館	21
23	岩出山小学校区	9/2（木）	19:00～19:50	岩出山小学校体育館	18
24	西大崎小学校区	9/3（金）	19:00～20:10	西大崎小学校体育館	20
25	上野目小学校区	9/6（月）	19:00～20:00	上野目小学校体育館	16
26	池月小学校区	9/7（火）	19:00～20:00	池月小学校体育館	7
27	真山小学校区	9/9（木）	19:00～20:20	真山小学校体育館	11
28	鳴子小学校区	9/10（金）	19:00～20:00	鳴子小学校体育館	14
29	川渡小学校区	9/13（月）	19:00～20:05	川渡小学校体育館	14
30	鬼首小学校区	9/14（火）	19:00～20:15	鬼首小学校体育館	29
31	中山小学校区	9/16（木）	19:00～19:55	中山小学校体育館	23
	参加人数合計				526

○大崎市学校教育環境整備事業概要説明・懇談会（基本原案の概要説明）

◇開催期間 平成23年7月5日～平成23年7月19日 中学校区11会場

No.	対象中学校区	日程（曜）	時 間	会 場	参加人数
1	古川中学校区	7/5（火）	19:00～20:15	中央公民館	9
2	古川西中学校区	7/6（水）	19:00～20:00	西古川公民館	14
3	古川北中学校区	7/7（木）	19:00～20:15	宮沢公民館	12
4	古川南中学校区	7/8（金）	19:00～20:15	古川志田東部コミュニティー	4
5	古川東中学校区	7/9（土）	14:00～15:20	中央公民館	20
6	松山中学校区	7/10（日）	14:00～15:50	松山働く婦人の家	11
7	三本木中学校区	7/12（火）	19:00～20:10	三本木公民館	3
8	鹿島台中学校区	7/14（木）	19:00～19:50	鹿島台公民館	16
9	鳴子中学校区	7/15（金）	19:00～20:20	鳴子公民館	18
10	岩出山中学校区	7/18（月）	14:00～15:00	スコーレハウス	12
11	田尻中学校区	7/19（火）	19:00～20:00	田尻勤労青少年ホーム	14
	参加人数合計				133

（5）パブリックコメントの実施

◇実施期間 平成23年9月1日（木）～平成23年9月22日（木）まで

◇実施結果 意見提出者2人 件数2件 男女内訳 男1人 女1人

◇提出方法 Eメール 2件

◇意見の概要

・統廃合に関すること 2件

3 審議組織

(1) 大崎市学校教育環境整備指針審議会

◇設置期間 平成23年7月22日～平成23年12月26日

◇大崎市学校教育環境整備指針審議会委員名簿（15名）

（敬称略）

職名	氏名	役職等	委員選出区分等
会長	水原 克敏	東北大学大学院 教育学研究科教授	学識経験者
副会長	牛渡 淳	仙台白百合女子大学 人間学部教授（学部長）	学識経験者
委員	尾形 栄喜	元大崎市学校教育環境検討委員会 委員長	学識経験者
委員	今野 弥	大崎市PTA連絡協議会会長	学識経験者
委員	佐々木 一彦	宮城県古川黎明高等学校 校長	学識経験者
委員	渋谷 貞雄	古川みなみ保育園 園長	学識経験者
委員	大沼 幸男	特定非営利活動法人 鬼首山学校 副理事長	学識経験者
委員	大沼 悦子	東北電力(株)古川営業所 所長	学識経験者
委員	大友 元美	幼稚園児の保護者	公募による委員
委員	氏家 栄子	小学校児童の保護者	公募による委員
委員	瀬戸 健哉	中学校生徒の保護者	公募による委員
委員	伊藤 明美	高等学校生徒の保護者	公募による委員
委員	尾花 耿二	純心幼稚園 園長	幼稚園園長
委員	菊地 利一	大崎市立岩出山小学校 校長	小学校長
委員	氏家 茂	大崎市立古川南中学校 校長	中学校長

◇審議会への諮問

大崎教総第 372 号

平成23年7月22日

大崎市学校教育環境整備指針審議会

会長 水原克敏様

大崎市教育委員会

大崎市学校教育環境整備指針について（諮問）

大崎市の総合計画に掲げる「未来を担う子どもたちの教育環境の充実」を実現するため、市職員で構成する大崎市学校教育環境検討庁内調整会議と市民代表からなる大崎市学校教育環境検討委員会の二つの組織で検討し、大崎市学校教育環境整備指針基本原案が策定され教育委員会に提出されました。

学校教育環境整備指針基本原案を指針（案）として、貴審議会に「子どもたちにとって望ましい教育環境」という視点からご意見を賜りたく、大崎市学校教育環境整備指針審議会条例第1条の規定に基づき、大崎市学校教育環境整備指針について、平成24年1月末日まで答申をいただきますよう、ここに諮問いたします。



諮問



審議状況

◇会議開催

会議	開催日	協議事項
第1回	平成23年7月22日	大崎市学校教育環境整備指針について諮問 審議会スケジュールについて 基本原案の策定経過及び指針（案）について 検討項目1：「幼稚園教育の方向性と民間活用の 拡大」について
第2回	平成23年8月31日	基本原案の策定経過及び指針（案）について 検討項目2：「通学区域の設定と区域外通学の弾 力的運用」について 検討項目3：「教育施設再編の必要性和統廃合の 推進」について
第3回	平成23年10月5日	基本原案の策定経過及び指針（案）について 検討項目4：「教育現場への人的支援体制の充実」 について 検討項目5：「適正なスクールバスの運行」につ いて 検討項目6：「幼稚園等・小学校・中学校の連携」 について 検討項目7：「学校給食の安全性と計画的な施設 整備の推進」について
第4回	平成23年11月2日	基本原案の策定経過及び指針（案）について 検討項目8：「教育施設設備の計画的な整備」に ついて 検討項目9：「園児及び児童生徒の危機管理体制 構築」について 検討項目10：「地域と連携強化」について
第5回	平成23年12月2日	答申案の検討
第6回	平成23年12月26日	大崎市学校教育環境整備指針について答申

◇審議会からの答申

大崎教審第6号
平成23年12月26日

大崎市教育委員会 様

大崎市学校教育環境整備指針審議会

大崎市学校教育環境整備指針について（答申）

大崎市学校教育環境整備指針審議会条例第1条の規定に基づき、平成23年7月22日付け大崎教総第372号で諮問のありました「大崎市学校教育環境整備指針」について、別添のとおり答申します。

答 申 書

本審議会は、大崎市教育委員会から「大崎市学校教育環境整備指針」について諮問を受け、慎重審議の結果、全委員の了解を得ましたので、ここに答申いたします。

その基本原案とされた「大崎市学校教育環境整備指針基本原案」は、2つの検討組織が2年余の期間をかけて検討されたものですが、本審議会では、同原案が「子どもたちにとって望ましい教育環境」という視点からまとめられたものであることを重く受けとめ、その趣旨を実現するよう、項目ごとに詳細な審議を重ねてきました。

また、本指針は、市町村合併後初めての教育環境全般にわたる整備方針であることから、地域住民の方々からの説明や懇談会等での意見などを踏まえ、それぞれの地域の実情に配慮して参りました。

その審議の結果、各検討項目で議論された意見を付帯意見として取りまとめ、これを答申とすることにいたしました。

大崎市においては、平成23年3月11日発生の未曾有の大震災により、財政面をはじめ各領域で多くの困難を抱えている実情にあるかと思われませんが、未来を担う子どもたちの教育環境を整備することは、大崎市の将来にも大きな影響を及ぼす課題であると捉えられますので、本審議会としては、大崎市教育委員会が本指針に基づいて着実に教育環境の整備を進められるよう切に願います。

検討項目別の意見内容

検討項目 1：幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

大崎市の各地域における幼稚園の位置づけや役割については、幼稚園の方向性や子ども・子育て新システムについての対応を具体的に検討する機関が必要であることから、私立幼稚園や保育所も含めたメンバーで早急に設置され、幼児教育の充実に努められたい。

また、私立幼稚園の補助金交付一覧の掲載については、その趣旨を文章で表現し、表は削除すべきである。

検討項目 2：通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

Ⅱ 3：教育施設再編の必要性和統廃合の推進

通学区域と統廃合は相関関係があることから、意見はまとめて述べることとする。

学級数基準については、指針として定める必要性は理解するが、『適正規模・適正配置基準』の文言は、『将来的な標準規模』などに改め、具体の学級数は、将来的に全学年1学級35人を見据えて推計し、小学校では12学級以上、中学校では9学級以上を望ましい規模とされたい。

また、統廃合については地域住民への十分な説明のもと、前期と後期の計画に分け、複式学級の解消から着手し、次に将来的な学級基準数を基本に、地域にとってより良い方向性を考えていただきたい。

検討項目 4：教育現場への人的支援体制の充実

大崎市における教育現場への人的支援体制は、これまでも、教員補助員等の配置により充実されている状況であるが、これからも、学校現場のニーズを把握することを前提に、より良い教育環境を維持していただきたい。

検討項目 5：適正なスクールバスの運行

スクールバスの運行については、基本原案の具体の方策に示されたように、地域の特殊性や市全体の均衡性を考慮し、安全で安心な通園・通学の確保に努めていただきたい。

検討項目 6：幼稚園等・小学校・中学校の連携

幼稚園等・小学校・中学校の連携については、保護者やそれぞれの学校側が必要としている連携を図ることを基本に取り組むことを明記されたい。

検討項目 7：学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

学校給食における地産地消については、安全な食材であることが前提であることを明記した上で、地場産食材の利用推進を行う旨の文言に訂正されたい。

検討項目 8：教育施設設備の計画的整備

学校は災害時において、地域の防災拠点としての役割も重要なことから、より安全性の高い施設整備と併せて災害用備品の完備や備蓄体制も図るべきである。

検討項目 9：園児及び児童生徒の危機管理体制構築

東日本大震災を教訓に、学校、家庭、地域でそれぞれの役割分担を明確にし、あらゆる事柄について自助努力も含めた備えを行うことが肝要である。よって、学校において、災害への備えを万全としていく体制を市全体で構築することを指針に明記すべきである。

また、推進手法にある学校支援地域本部については、一般的に周知された事業ではないことから、事業内容の説明を加筆すべきである。

検討項目 10：地域と連携強化

これまでは、「地域に支えられる学校」との認識であったが、同時に、「地域を支える学校」との認識を加え、地域との相互関係を構築する必要がある。

学校と家庭（PTA）、学校と地域との連携をどのように構築するか難しいところではあるが、学校の状況を地域の方々に共有していただくよう情報発信するなど、常につながりを持つことが必要であり、平成24年度以降、学校への配置が検討されている防災担当教員の役割も重要となる。

一例を上げると、学校行事に具体的災害を想定した合宿を企画するなど、地域の方々と一緒に、実践を踏まえ災害訓練学習を行うことなどを提案する。

おわりに

子どもたちを取り巻く喫緊の課題として、東日本大震災による福島原発の放射能汚染が問題視される中、子どもたちの健康被害の不安回避について、大崎市でもできる限りの対策を講じていただきたい。

地理的条件などを活かし、将来的に小規模特認校を目指す小学校については、すでに地域での支援体制が図られているようであるが、是非、成功するように大崎市教育委員会としても可能な手立てを講じてほしい。

また、基本原案の策定期間が長期のため、推計数値などについては、新しいものに置き替えるなどしながら、現状に即した指針の策定を行われたい。

最後に、前段でも述べたが、財源あつての計画実現は言うまでもないことだが、子どもたちにとって実のある教育環境の整備に邁進されたい。



答申書提出

4 大崎市立学校の状況

(1) 大崎市立幼稚園・小学校・中学校一覧

【幼稚園】

No	園名	所在地【大崎市】
1	にじの子幼稚園	古川飯川字熊野 59 番地
2	東大崎幼稚園	古川大崎字伏見梅田 19 番地
3	ゆめのさと幼稚園	古川宮沢字新田町 34 番地
4	富永幼稚園	古川富長字五右エ門 6 番地 2
5	敷玉幼稚園	古川石森字石神 72 番地
6	長岡幼稚園	古川荒谷字樋ノ口 62 番地 2
7	松山幼稚園	松山千石字舂形 150 番地 1
8	鹿島台第一幼稚園	鹿島台平渡字小沢 9 番地 19
9	鹿島台第二幼稚園	鹿島台大迫字寺沢 40 番地 14
10	川渡幼稚園	鳴子温泉字築沢 29 番地
11	鳴子幼稚園	鳴子温泉字末沢 59 番地 1
12	田尻幼稚園	田尻通木字新一所谷 1 番地 1
13	大貫幼稚園	田尻大貫字境 36 番地 1
14	田尻すまいる園	田尻沼部字新堀 60 番地
15	三本木ひまわり園	三本木字鹿野沢 7 番地 1
16	鹿島台なかよし園	鹿島台木間塚字小谷地 478 番地 1

※鹿島台第二幼稚園と鳴子幼稚園は、平成 24 年 4 月 1 日から休園

※東大崎幼稚園は、平成 25 年 4 月 1 日から休園

【小学校】

No	学 校 名	所 在 地 【大崎市】
1	古川第一小学校	古川二ノ構7番67号
2	古川第二小学校	古川福沼三丁目16番1号
3	古川第三小学校	古川金五輪一丁目13番1号
4	古川第四小学校	古川大宮八丁目2番1号
5	古川第五小学校	古川穂波三丁目5番7号
6	志田小学校	古川飯川字熊野40番地2
7	西古川小学校	古川保柳字氏子114番地1
8	東大崎小学校	古川大崎字伏見梅田19番地
9	宮沢小学校	古川宮沢字新田町34番地
10	長岡小学校	古川荒谷字樋ノ口62番地2
11	富永小学校	古川富長字五右エ門6番地2
12	敷玉小学校	古川石森字石神10番地1
13	高倉小学校	古川中沢字中沢屋敷242番地
14	清滝小学校	古川清水沢字長泥30番地2
15	松山小学校	松山千石字舂形133番地
16	下伊場野小学校	松山下伊場野字大柳22番地
17	三本木小学校	三本木字天王沢19番地
18	鹿島台小学校	鹿島台平渡字上戸1番地
19	鹿島台第二小学校	鹿島台大迫字寺沢40番地1
20	岩出山小学校	岩出山字城山31番地
21	西大崎小学校	岩出山下野目字泉山205番地
22	上野目小学校	岩出山下一栗字片岸浦9番地
23	池月小学校	岩出山池月字下宮山下30番地
24	真山小学校	岩出山字上真山日向要害2番地
25	鳴子小学校	鳴子温泉字湯元29番地
26	川渡小学校	鳴子温泉字築沢29番地
27	鬼首小学校	鳴子温泉鬼首字八幡原19番地
28	中山小学校	鳴子温泉字川端188番地
29	田尻小学校	田尻通木字一所谷10番地3
30	沼部小学校	田尻沼部字山崎一7番地
31	大貫小学校	田尻大貫字境37番地1

【中学校】

No	学 校 名	所 在 地 【大崎市】
1	古川中学校	古川二ノ構7番54号
2	古川東中学校	古川旭四丁目5番1号
3	古川西中学校	古川渋井字全壮191番地
4	古川北中学校	古川荒谷字権現山5番地
5	古川南中学校	古川穂波三丁目6番47号
6	松山中学校	松山千石字新広岡台150番地
7	三本木中学校	三本木字鹿野沢78番地2
8	鹿島台中学校	鹿島台平渡字狸沢50番地
9	岩出山中学校	岩出山字松沢202番地1
10	鳴子中学校	鳴子温泉字町西97番地1
11	田尻中学校	田尻沼部字早稲田15番地

(2) 大崎市立幼稚園の園児数の推移

単位:人

施設名称	3歳児					4歳児					5歳児					合計				
	21年度	22年度	23年度	H22 -H21	H23 -H22	21年度	22年度	23年度	H22 -H21	H23 -H22	21年度	22年度	23年度	H22 -H21	H23 -H22	21年度	22年度	23年度	H22 -H21	H23 -H22
にじの子						15	12	14	-3	2	21	15	11	-6	-4	36	27	25	-9	-2
東大崎						13	7	5	-6	-2	7	14	7	7	-7	20	21	12	1	-9
ゆめのさと						12	12	12	0	0	22	12	13	-10	1	34	24	25	-10	1
長岡						12	15	12	3	-3	15	11	17	-4	6	27	26	29	-1	3
富永						12	10	13	-2	3	17	12	10	-5	-2	29	22	23	-7	1
敷玉						13	16	13	3	-3	14	13	20	-1	7	27	29	33	2	4
松山						45	37	38	-8	1	55	45	40	-10	-5	100	82	78	-18	-4
鹿島台第一						34	27	22	-7	-5	35	36	31	1	-5	69	63	53	-6	-10
鹿島台第二						5	3	4	-2	1	9	5	3	-4	-2	14	8	7	-6	-1
鹿島台第三						20					25					45				
鳴子	2	4	7	2	3	7	3	5	-4	2	4	8	3	4	-5	13	15	15	2	0
川渡	7	7	8	0	1	9	9	11	0	2	14	9	10	-5	1	30	25	29	-5	4
田尻	16	12	19	-4	7	17	18	12	1	-6	21	20	19	-1	-1	54	50	50	-4	0
大貫	17	9	12	-8	3	19	19	11	0	-8	20	20	18	0	-2	56	48	41	-8	-7
小計	42	32	46	-10	14	233	188	172	-25	-16	279	220	202	-34	-18	554	440	420	-69	-20
すまいる	20	22	19	2	-3	37	21	24	-16	3	27	37	22	10	-15	84	80	65	-4	-15
ひまわり	47	48	36	1	-12	52	46	49	-6	3	54	45	43	-9	-2	153	139	128	-14	-11
なかよし		20	33		13		30	26		-4		19	32		13		69	91		22
小計	67	90	88	3	-2	89	97	99	-22	2	81	101	97	1	-4	237	288	284	-18	-4
合計	109	122	134	-7	12	322	285	271	-47	-14	360	321	299	-33	-22	791	728	704	-87	-24

※H22-H21の小計, 合計の数値は, 各園の比較増減の数値を集計している。年度ごとの小計から算出した数値と異なる。
(旧鹿島台第三幼稚園となかよし園の関係による。)

大崎市立小学校児童生徒数の推移（全学年35人学級で試算）

<小学校>

	学校名	H23			H24			H25			H26			H27			H28			H29		
		児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別
1	古川一	596	18	3	635	21	3	601	20	3	591	19	3	596	20	3	611	21	3	603	20	3
2	古川二	800	24	3	761	24	3	760	24	3	750	24	3	763	24	3	781	24	3	793	24	3
3	志田	69	6	1	70	6	1	68	6	1	69	6	1	61	6	1	54	5	1	60	5	1
4	西古川	110	6	1	108	6	1	109	6	1	108	6	1	98	6	1	99	6	1	102	6	1
5	長岡	189	6	2	193	7	2	185	6	2	183	6	2	183	6	2	175	6	2	165	6	2
6	宮沢	111	6	1	107	6	1	108	6	1	109	6	1	106	6	1	97	6	1	100	6	1
7	東大崎	128	6	2	105	6	2	104	6	2	103	6	2	96	6	2	101	6	2	99	6	2
8	富永	168	6	1	177	6	1	163	6	1	163	6	1	154	6	1	149	6	1	151	6	1
9	清滝	66	6	0	60	6	0	53	5	0	52	5	0	46	5	0	42	4	0	40	4	0
10	敷玉	132	6	1	116	6	1	107	6	1	106	6	1	115	6	1	118	6	1	123	6	1
11	古川三	655	19	2	670	23	2	676	23	2	686	23	2	702	24	2	716	24	2	722	24	2
12	高倉	57	6	0	52	5	0	48	5	0	52	4	0	57	4	0	60	5	0	63	5	0
13	古川四	741	22	4	740	23	4	733	23	4	738	23	4	722	23	4	734	23	4	732	23	4
14	古川五	781	23	5	834	28	5	909	30	5	965	31	5	974	31	5	985	31	5	951	30	5
15	松山	321	12	2	316	12	2	305	12	2	295	12	2	285	12	2	265	11	2	259	11	2
16	下伊場野	29	3	0	26	4	0	26	3	0	27	4	0	23	3	0	22	3	0	20	3	0
17	三本木	507	17	3	524	18	3	509	18	3	491	17	3	487	17	3	456	16	3	452	16	3
18	鹿島台	573	18	4	567	18	4	557	18	4	534	18	4	513	18	4	497	18	4	495	18	4
19	鹿島台二	73	6	1	66	6	1	68	6	1	69	6	1	63	6	1	63	6	1	63	6	1
20	岩出山	310	12	4	310	12	4	313	12	4	311	12	4	289	12	4	287	12	4	256	11	4
21	西大崎	53	6	1	51	5	1	52	4	1	50	4	1	58	5	1	58	5	1	60	6	1
22	上野目	56	6	1	52	5	1	46	5	1	48	4	1	41	4	1	44	4	1	48	4	1
23	池月	49	6	1	49	4	1	49	4	1	48	4	1	49	4	1	49	4	1	46	5	1
24	真山	43	5	0	43	4	0	51	5	0	50	5	0	53	5	0	55	5	0	53	5	0
25	鳴子	92	6	1	76	6	1	76	6	1	77	6	1	73	6	1	71	6	1	68	5	1
26	川渡	122	6	1	128	6	1	122	6	1	132	6	1	133	6	1	128	6	1	122	6	1
27	鬼首	32	4	0	29	4	0	27	4	0	24	3	0	22	3	0	21	3	0	20	3	0
28	中山	22	3	0	12	3	0	11	3	0	7	3	0	9	3	0	8	3	0	7	3	0
29	田尻	209	7	2	184	7	2	167	6	2	165	6	2	156	6	2	144	6	2	132	6	2
30	沼部	303	12	2	300	12	2	282	12	2	273	12	2	246	11	2	244	10	2	217	9	2
31	大貫	124	6	2	124	6	2	124	6	2	124	6	2	120	6	2	126	6	2	120	6	2
小学校計		7,521	295	51	7,485	305	51	7,409	302	51	7,400	299	51	7,293	300	51	7,260	297	51	7,142	294	51

※ H23については、平成23年5月1日時点の数値

※ H24以降の通常学級数については、35人学級で試算

※ 着色部分は、35人学級で試算した場合、40人学級と比較して学級数が増となる学校

(4) 大崎市立小学校・中学校学級数（平成23年5月1日現在）

【小学校】

学級数

【中学校】

				28	
				27	
				26	
				25	
			古二小(800)	24	
			古五小(781)	23	
			古四小(741)	22	
				21	
				20	
			古三小(655)	19	
	鹿島台小(573)		古一小(596)	18	古川中(642)
			三本木小(507)	17	古川東中(573)
				16	
				15	
				14	
				13	
	沼部小(303)	岩出山小(310)	松山小(321)	12	古川南中(400)
				11	
				10	鹿島台中(327) 田尻中(333)
				9	岩出山中(275)
				8	古川北中(261)
			田尻小(209)	7	三本木中(206)
宮沢小(111)	長岡小(189)	西古川小(110)	志田小(69)	6	古川西中(191) 松山中(184) 鳴子中(169)
敷玉小(132)	清滝小(66)	富永小(168)	東大崎小(128)		
上野目小(56)	西大崎小(53)	鹿島台二小(73)	高倉小(57)		
大貫小(124)	川渡小(122)	鳴子小(92)	池月小(49)		
			真山小(43)	5	
			鬼首小(32)	4	
		中山小(22)	下伊場野小(29)	3	
				2	
				1	

※特別支援学級とその在籍児童数を除く

	標準学級数を超える小中学校
	標準学級数の小中学校
	国・県で示す標準学級数（小学校12学級，中学校9学級）未満の小中学校
	複式学級のある小学校

大崎市立小学校・中学校学級数（平成29年5月1日現在）

【小学校】

学級数

【中学校】

	古五小(951)	28	
		27	
		26	
		25	
	古二小(793)	24	
		23	
		22	
	古四小(732) 古三小(722)	21	
		20	
	古一小(603)	19	古川中(685)
		18	
	鹿島台小(495)	17	
		16	古川東中(549)
	三本木小(452)	15	古川南中(523)
		14	
		13	
		12	
	松山小(259)	11	
	岩出山小(256)	10	
		9	古川北中(241) 鹿島台中(304) 田尻中(278)
	沼部小(217)	8	三本木中(235) 岩出山中(265)
		7	
東大崎小(99) 宮沢小(100) 長岡小(165) 西古川小(102)		6	古川西中(149) 松山中(178)
西大崎小(60) 鹿島台二小(63) 敷玉小(123) 富永小(151)			
大貫小(120) 田尻小(132) 川渡小(122)			
真山小(53) 池月小(46) 高倉小(63) 志田小(60)		5	鳴子中(125)
	鳴子小(68)		
	上野目小(48) 清滝小(40)	4	
	中山小(7) 鬼首小(20) 下伊場野小(20)	3	
		2	
		1	

※特別支援学級とその在籍児童数を除く

	標準学級数を超える小中学校
	標準学級数の小中学校
	国・県で示す標準学級数（小学校12学級，中学校9学級）未満の小中学校
	複式学級のある小学校